

# 米国における外国法人の支店課税に関する一考察

山 崎 昇  
(税務大学校)  
(研究部教育官)

## 目 次

第1章	序論	267
1	米国の国際課税の動向	267
2	米国における本支店間クロスボーダー取引に係る課税問題	267
第2章	米国における外国法人の支店課税	271
第1節	事業所得課税の国際原則	271
1	総合主義と帰属主義	271
2	ソース・ルール（国内源泉所得の判定原則）	271
3	総合主義と帰属主義の成立過程と独立企業の原則	272
4	事業所得課税におけるPE概念の機能	274
5	源泉地国の課税所得の計算方式	275
第2節	実質関連原則	277
1	ソース・ルール	277
2	実質関連概念	279
3	実質関連基準	280
4	「米国内事業に従事」と「PEなければ課税なし」	283
5	「実質関連基準」と「帰属主義」	284
6	日米租税条約における帰属主義の採用	285
第3節	支店税	286
1	支店税の導入	286
2	支店税の概要	287
3	支店利益税と子会社の配当課税	289
第3章	外国銀行米国支店の行う本支店間取引	291
第1節	本支店間内部利子の取扱	291
1	銀行業における本支店間の支払利子の特殊性	291
2	支払利子控除額（Reg.1.882-5）	292
3	支払利子控除額の日本の課税への影響	294

第2節	本支店間外為取引の否認	295
1	米国税務調査における外国銀行の本支店間取引	295
2	本支店間外為取引の否認事例	296
3	分離企業取引モデルにおける本支店間取引の認識	298
第3節	本支店間デリバティブ取引所得の源泉地と帰属	300
1	本支店間デリバティブ取引所得の源泉地と帰属の認定に係る問題点	300
2	米国におけるデリバティブ取引所得のソース・ルール	301
3	米国におけるデリバティブ取引所得の帰属	302
4	米国におけるヘッジ取引の税務	304
5	本支店間でヘッジされたデリバティブ取引所得の帰属	309
第4章	独立企業の原則による本支店間取引の認識	313
第1節	NWLA事件判決	313
1	米国租税裁判所1996年12月12日判決	313
2	事案の概要	313
3	判決の概要	314
4	主要な論点	315
5	判決の意義	316
第2節	日米租税条約と独立企業の原則	318
1	米国の租税条約のポリシー	318
2	モデル租税条約における「独立企業の原則」と「経費の配分」	318
3	日米租税条約における「独立企業の原則」と「経費の配分」	320
4	独立企業の原則による損益の認識	320
第3節	本支店間クロスボーダー取引の認識	321
1	米国税務当局とのAPA	321
2	独立企業の原則（独立会計方式）による認識	322
3	利益分割法（PS法）による検証	323
4	在米邦銀の対応	323
第5章	結びにかえて	325



# 第1章 序 論

## 1 米国の国際課税の動向

米国は、従来の資本輸出の中立性を基本とした国際課税制度の上に、個別具体的な立法によるいわゆる抜け穴 (loophole) ふさぎのための改正を行ってきたが<sup>(1)</sup>、米国の国際課税制度は1980年代以降大転換を遂げつつある。これは、世界経済における米国の相対的地位の低下を反映したものとされている。

1950年代及び1960年代の米国は、その圧倒的な経済力を背景に自由貿易体制に適合するような国際課税制度を維持してきた。しかし、1980年代には、以前からその傾向はあったものの (外国税額控除の制限やサブパートF条項)、国際課税の側面において、自国の利益を追求する改正または論議がなされるようになってきた。そもそも、租税は財政目的 (歳入の確保) のほかに、政策目的の実現の手法として用いられることが多いが、国内への資本流入の刺激策としてのポートフォリオ利子等の非課税化 (空洞化対応策) や、米国の国際競争力を高め、米国企業の海外進出を促進することを目的とした、最近の国外所得免除方式採用の主張 (国際競争力強化策) は、この政策目的を、税制により間接的に実現しようとするものである。これに、財政目的として外国企業に対する移転価格課税の強化等の動き (外国企業課税強化策) も加わり<sup>(2)</sup>、現在のアメリカ連邦所得税制度は、経済政策的要求と歳入確保の必要との妥協の上にたつパッチワーク的構造<sup>(3)</sup>となっている。

## 2 米国における本支店間クロスボーダー取引に係る課税問題

さらに、近年はデリバティブ取引の急速な発達に伴い、クロスボーダーで行われる金融商品及び金融派生商品取引に係る国際課税上の問題が新たに発生してきているが、その中のひとつに、米国内国歳入庁による外国法人の米国支店の課税における本支店間取引の否認の問題がある。これにつ

いて、ある論者は次のように述べている<sup>(4)</sup>。

「米国は同一法人は自分自身同志が契約の当事者になることはできないという観点から、本支店間又は支店間の取引を認識しない (Reg.1. 446- 3 (c)(1)(i), Reg.1. 863- 7 (a)(1), Reg.1. 988- 1 (a)(10))<sup>(5)</sup>。したがって、米国支店が米国外本支店とヘッジング又はトレーディングを行った場合、その帳簿とは非常に異なる課税上の結果を生む。米国内国歳入庁長官は、独立企業間価格により米国支店が米国外本支店との利益を再配分する権限を与えられている。多くの大規模金融機関等は、現在世界規模でそのポジションを調整し、又は1日のうちにトレーディングが西廻りに移動することに伴って支店から支店へとブックを移動させる。米国支店に所得を帰属させるという米国の一般的ルールではこのような状況に対応できない。米国のルールではその取引の利益が米国に割当てられるかどうかには焦点があてられており、棚卸資産の販売その他の特殊な状況を除いては、課税管轄権間の所得の配分について考慮していない。したがって、実務上納税者は、その取引における比重の高いところを決定したり、帳簿の実績を目安として所得を割り当てなければならなかった。そして、税務当局は基本的には、それが所得を明確に反映しているならば、継続性の原則によりなされた帳簿上の配分を受け入れるだろう。また、未だ幅広い利用はないが(幅広い議論はある)、最近になって発展してきた事前確認 (Advance Pricing Agreement : A P A) 手続きを通じてのフォーミュラ配賦方式が有効である。A P Aは、その性質や相対的な比重が特殊な納税者の状況を考慮して仕立てあげられるファクターを基礎とした、フォーミュラ配賦方式やP S法を提供することができる。典型的なファクターとなるのは、それぞれの取引場所の価値、その取引に関連するリスク及び取引の分量である。」

このように、クロスボーダーの本支店間取引の否認は、グローバル・トレーディングの課税問題にも影響を与えることになる。

グローバル・トレーディングの課税問題については、O E C D租税委員会で議論され、1997年2月14日に、「金融商品のグローバル・トレーディ

ングの課税問題」報告書がディスカッション・ドラフトとして公表された。その中で、グローバル・トレーディングは次の3つの類型に分類されている<sup>(6)</sup>。

(1) 統合取引モデル (Integrated Trading Model)

一企業グループにおいて「ブック」と呼ばれるポジションの取引権限を、通常はロンドン、ニューヨーク及び東京又は香港の各市場において、市場が開かれている取引拠点に移動して取引を実施するもの。

(2) 中央商品管理モデル (Centralized Product Management Model)

一個の金融商品のリスクと管理は、例えば、英国国債はロンドン支店、米国財務省証券はニューヨーク支店というように1カ所の取引拠点に集中する。管理する取引拠点は、様々なビジネス面の考慮によって決まる。

(3) 分離企業取引モデル (Separate Enterprise Trading Model)

各取引拠点が、子会社、支店を問わず、分離企業のように取引を実施する。各取引拠点は、自己のブックを持ち、相互間で取引することもある。

そして、分離企業取引モデル及び伝統的な中央商品管理モデルにおいては、比較的容易に従来の移転価格の方法が適用できる、としている。また、報告書の中では、支店形式でグローバル・トレーディングを行う場合の問題点のひとつとして内部取引が認識されない可能性にも言及している。

こうした流れの中で、本稿では、まず国際課税における外国法人の支店課税の一般的なルールをモデル租税条約に基づいて概観し、次に米国における外国法人の支店課税の制度を整理して両者の相違を明確にすることとする。その上で、上記報告書では従来の移転価格の方法が適用できるとされている、分離企業取引モデル及び伝統的な中央商品管理モデルで取引を行う米国支店において、その本支店間取引自体が否認されてしまうという問題に焦点をあてることとする。そして、米国において本支店間取引が認識されない論拠を明らかにし、米国支店がクロスボーダー

で本支店間デリバティブ取引を行った場合の取扱い、及び日米租税条約の適用関係について検討することにより、問題解決のための基礎的な研究を行うこととしたい。

〔注〕

- (1) 小松芳明「所得課税の国際的側面における諸問題」租税法研究21号 6頁。
- (2) 中里 実「アメリカにおける国際課税の動向と問題点」水野忠恒編著『国際課税の理論と課題』（税務経理協会 1995年）227頁。
- (3) 水野忠恒「アメリカ法人税の法的構造」（有斐閣 1988年）318頁。
- (4) Gregory May, *The U. S. Taxation Derivative Contracts*, 68 *Tax Notes* 1634-1635 (1995).
- (5) Reg.1.446-3(c)(1)(i)は、想定元本取引の定義規定であるが、納税者は自分自身を契約相手とすることは出来ないという理由で (because a taxpayer cannot enter into a contract with itself)、納税者とその適格事業単位 (qualified business unit) 間又は同一納税者の適格事業単位間でなされる契約は想定元本取引ではないとし、本支店間デリバティブ取引は認識しないとしている。  
 Reg.1.863-7(a)(1)は、ソース・ルールにおける想定元本取引に帰属する所得の配分規定であるが、Reg.1.446-3(c)(1)(i)と同様に本支店間取引は認識しないと規定している。  
 Reg.1.988-1(a)(10)は、外貨建取引（988条取引）の認識規定で、納税者とその適格事業単位間又は同一納税者の適格事業単位間でなされる取引（“intra-taxpayer transaction”）は988条取引としないと規定し、本支店間外為取引は認識しないとしている。
- (6) 「金融商品のグローバル・トレーディングの課税問題」報告書パラ46～63。



## 第2章 米国における外国法人の支店課税

### 第1節 事業所得課税の国際原則

#### 1 総合主義と帰属主義

通常、外国法人に対してはその国内源泉所得のみに課税され、その課税権の行使方法には「総合課税」と「源泉分離課税」の2通りがあるが、外国法人が国内に支店を有する場合には、恒久的施設 (Permanent Establishment : P E) を有することになるので、その支店を独立の納税者として、源泉地国における国内源泉所得について総合課税される。

そして、外国法人が源泉地国において総合課税される場合の課税方法には、すべての国内源泉所得がP Eに吸引されて (force of attraction) 総合課税の対象となる総合主義 (Entire Income Principle) と、P Eに帰属する所得が総合課税の対象となる帰属主義 (Attributable Income Principle) がある。総合主義は、源泉地国において課税対象となる国内源泉所得を決定するソース・ルールと、それとは関連を持たないP E原則を用いて総合課税の課税範囲を定める方式であるが、帰属主義は、P E自体が源泉地国において総合課税される課税所得と、その課税範囲を決定する機能を有している<sup>(1)</sup>。

#### 2 ソース・ルール (国内源泉所得の判定原則)

所得の源泉地国において課税権を主張し、外国法人に対して総合課税するにせよ、源泉分離課税するにせよ、その課税の範囲を決定するには、その所得の源泉地を決定することが重要となるが、この源泉地の決定のためのソース・ルールには、大きく分けて次の2つのタイプがある。これは、各国の国内法における所得の分類と、それに基づく所得の計算法・課税方法決定のルールが異なることに起因している<sup>(2)</sup>。

(1) ヨーロッパ型ソース・ルール

分類所得税制度を採用してきたヨーロッパ諸国では、所得の分類によってその計算方法・課税方法が定められており、同時に国内源泉所得と国外源泉所得が区別されている。そして、事業所得に分類される所得については、事業所得以外に分類される所得でも、事業に帰属するものであれば事業所得とされ、所得源泉の区分は、P Eの所在地を所得源泉地とし、P Eに帰属する所得をすべて国内源泉所得としている。すなわち、P Eに帰属する所得はすべて国内源泉所得の事業所得となる「恒久的施設帰属」方式が採用されている<sup>(3)</sup>。

このように、ヨーロッパ諸国では国内課税の局面においてすでに所得が分類され、同時に所得源泉の区分がなされている。したがって、帰属主義はソース・ルールであるとともに事業所得の課税原則の機能を果たしている。そして、国際課税の側面においても、P E存在と独立企業の原則を前提とした帰属主義により、外国法人の事業所得のソース・ルールと課税原則とが融合している。

## (2) アメリカ型ソース・ルール

アメリカ合衆国では総合所得税制度が採用され、所得の分類は、基本的には通常所得と譲渡所得の区分のみである。そして、それとは別に、国際課税の側面において、独自にソース・ルールとして「項目別源泉地決定」方式が採用され、事業上の取引か否かを問わず個々の取引から生じる所得の源泉地を判定することとしている（米国には事業所得という所得源泉はない）。日本もこの方式を採用している。

この方式においては、所得の源泉地の決定とその計算方法・課税方法が分離している。

## 3 総合主義と帰属主義の成立過程と独立企業の原則

外国法人の事業所得課税にはP E概念が重要な役割を果たしているが、これは19世紀後半にドイツ国内の市町村間の課税概念として成立し、1899年に結ばれたプロイセンとオーストリア・ハンガリーとの国際租税条約に採

用された。その後1928年の国際連盟モデル条約に使用されたことで各国の租税条約に普及した。そして、同モデル条約においては外国法人が源泉地国にP Eを有する場合、源泉地国においてその領土内から生じた所得が課税されるという総合主義が採用された<sup>(4)</sup>。

しかし、国際連盟モデル条約には、事業所得の範囲決定についての規定はなく、1935年の事業所得条約において、事業所得から除かれる所得の種類を規定することにより事業所得の範囲を決定し、その一方で、事業所得算定の原則として「独立企業の原則」<sup>(5)</sup>が採用された。なお、事業所得以外の所得が事業所得と合算して課税されるかどうかは、両締約国の国内法または租税条約によるとしていた<sup>(6)</sup>。

1943年メキシコ条約及び1946年ロンドン条約においては、独立企業の原則が使用される理由として、以下の4つの説明をしている<sup>(7)</sup>。

- (1) P Eを企業の一部門とは見ずに独立した企業とみなすことで、課税できる取引の範囲を限定することができる。
- (2) 外国法人を内国法人と同様に課税することで、公平な課税ができる。
- (3) 国際的企業はP Eを独立した会計単位として処理しているが、課税所得の計算もこれに一致させることができる。
- (4) 企業の利益操作を回避し、歳入が確保できる。

ここで示されたように、事業所得条約において事業所得算定の原則として採用された独立企業の原則に、本支店の所得を区分する機能も持たせ、P Eに帰属する所得を源泉地国で課税することとした。ここに総合主義から帰属主義への流れをみることができるが、源泉地国の領土内で生じた所得を課税するという規定を残したために、いわゆる属地主義が維持された。しかし、1963年OECDモデル草案ではこの規定を削除され、ここに帰属主義が確立された<sup>(8)</sup>。その後、この方式に準拠した租税条約が結ばれるようになったことから、帰属主義が世界で支配的な方式となった。

〈外国法人課税の概念図〉

〔総合主義〕

	ソース・ルール	P E有	P E無
	所得区分		
国内源泉所得	事業所得等		源泉 (分離)
	その他 (利子・配当等)		
国外源泉所得			

〔帰属主義〕

	所得の分類	P E有		P E無
		帰属有	帰属無	
事業所得	国内源泉所得			
	国外源泉所得	国内源泉		
その他	国内源泉	事業所得	源泉(分離)	
	国外源泉	事業所得 国内源泉		

※ なお帰属主義には3つのバリエーションがある<sup>(11)</sup>

- ① 国内源泉所得の範囲を決定した上で、この国内源泉所得のうちP Eに帰属するものに対して総合課税を行う方式
- ② P Eに帰属する所得を、技術的区分における国内源泉所得及び国外源泉所得を問わず、国内源泉所得とみなして総合課税を行う方式
- ③ 国内源泉所得の範囲を決定した上で、この国内源泉所得のうちP Eに帰属する部分及びP Eに帰属する国外源泉所得の全部又は一部に対して総合課税を行う方式  
(②の方式との違いは、P Eに帰属するものを国内源泉所得と呼ぶか、その一部を国外源泉所得と呼ぶかにある)

#### 4 事業所得課税におけるP E概念の機能

OECDモデル条約第7条1項においては、「一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の国内で事業を行わない限り、当該一方の国においてのみ租税を課することができる」とし、事業所得については、原則として居住地国にのみ課税権を認め、源泉地国にP Eがある場合にのみ、P Eに帰属する所得に課税権を留保している<sup>(9)</sup>。すなわち、P Eの存在は源泉地国における事業所

得課税の要件となっており、これは US モデル条約第 7 条 1 項においても同様の規定となっている。このように P E 概念は、源泉地国における事業所得の課税を制限するために用いられる。P E 概念導入の理由として、国際連盟のメキシコ条約では、行政実務上、P E の存在しない外国法人への効率的かつ公平な課税はきわめて難しいという行政の実行可能性を挙げている。また、源泉地国課税の根拠は外国法人に対する源泉地国による利益の供与に求められるが、外国法人の事業所得に課税するためには、その所得が源泉地国に経済的に帰属する必要がある一方で、国際取引の自由化を促すためには、外国法人の活動が限定されている源泉地国においては、その経済的帰属を限定する必要がある、という国際取引の促進の面も P E 概念導入の理由とされている<sup>(10)</sup>。

## 5 源泉地国の課税所得の計算方式

ところで、同一所得を複数の課税管轄権に割り当てる方式として、一般的に二つの方式がある。ひとつは独立会計方式 (separate accounting method)、いわゆる独立企業の原則による会計方式であり、現在は世界各国において支配的方式である。もうひとつは、フォーミュラ配賦方式 (formula apportionment method) である。

独立会計方式は、複数の課税管轄権に跨がって行われた取引活動により生じた所得について、原則として支店の記帳した帳簿に基づいてその所得の源泉を振り分けて特定の課税主体に帰属させる所得を決定するものである。そのため、ある企業が複数の課税管轄権に跨がって取引活動を行っている場合、その取引活動を分解し、各課税管轄権ごとに個別の独立した企業が存在しているとみなされる。

一方フォーミュラ配賦方式は、所得を生み出す企業活動を全体として一つのユニットとみなし、そのユニット全体の所得を算定したうえで (内部利益は消去される)、数学的な配賦公式により按分するものであるが、複数の課税管轄権に跨がって行われる取引活動は様々であり、それぞれの活

動は相互に密接に関連していることを前提としている。フォーミュラ配賦方式の代表的な方式としてユニタリー課税方式がある。

先に述べたように、ヨーロッパでは19世紀後半のドイツ国内の行政単位間の課税管轄権の配分方式として発達したP Eの存在を前提とした課税方法が、モデル租税条約の議論を経て、課税原則としての「独立企業の原則」を確立させ、国際的課税管轄権の配分方式として発展した。一方米国においては、1936年法以来、国際課税においてP Eの存在を前提とした課税方法は採用していないし、国内の行政単位間の課税管轄権の配分方式としては、多州法人の課税所得の州間配分の方式として、多くの州がユニタリー課税方式を採用している。このフォーミュラ配賦方式は、後述する支払利子控除等の国際的課税管轄権の配分方式にも採用されている。

〔注〕

- (1) 総合主義（全所得主義）と帰属所得主義については、谷口勢津夫「外国企業課税に関する帰属所得主義と全所得主義(1),(2)」税法学389号及び390号（1983年）が詳しい。  
中里 実「国際租税法上の諸問題」総合研究開発機構編『多国籍企業の法と政策』（三省堂 1986年）133頁～135頁。
- (2) 水野忠恒「国際租税法の基礎的考察」小嶋和司博士退職記念『憲法と行政法』（良書普及協会 1987年）754～779頁、水野忠恒「国際課税と所得の源泉地」ジュリスト873号（1986年）83～84頁、谷口勢津夫「ソース・ルール」ジュリスト1075号（1995年）52～53頁。
- (3) フランスの現行制度は、P Eの存在を前提とする帰属主義よりもやや範囲が広く「フランスにおける事業活動の習慣的遂行に依存する」としている（中里 実「国際取引と課税」（有斐閣 1994年）14～17頁、ドイツのソース・ルールについては、67～68頁）。
- (4) 矢内一好「国際課税と租税条約」（ぎょうせい 1992年）64～65頁、宮武敏夫「国際課税における恒久的施設」国際税務 Vol.16 No.11 18～20頁。
- (5) 「独立企業の原則」は、本支店間及び関連会社間の国際的所得配分のための原則として採用されているが、国際連盟モデル租税条約の作成段階では、外国法人の支店が源泉地国においてP Eとして課税を受けることと、特殊関連企業が内国法人として課税を受けることは区別されていた。しかし、源泉地国におけるP E課税の議論

においては、外国法人の支店をあたかも独立した企業と同様に取り扱う独立会計法と、何らかの配分計算を行う経験的方法及び比例配分法の検討の中から、原則として独立会計法が採用され（経験的方法及び比例配分法は例外として認められている）、また、特殊関連企業の内国法人課税の議論においては、子会社の法人格を尊重する独立課税法と、親会社の所得として子会社所在地国が課税する形式となる代理人課税法及び連結課税法の検討の中から、独立課税法が採用され、結果として企業会計帳簿に基づいた課税所得計算を行う「独立企業の原則」が、P Eの事業所得条項と特殊関連企業条項双方の課税原則として採用されたのである。なお、矢内一好「租税条約における特殊関連企業条項の意義」租税研究 94・7 99頁～102頁参照。

- (6) 矢内、前掲書(4)、89頁。
- (7) 矢内、前掲書(4)、117頁。
- (8) 矢内、前掲書(4)、92頁。
- (9) O E C Dモデル条約は1977年に採択され、その後1992年に改正（1995年に一部補正）されて現在に至っている。
- (10) 水野、前掲書(2)、762頁。
- (11) Gary M. Thomas: The Source Rules in Japanese Tax Law、租税法研究10号 304～303頁。

## 第2節 実質関連原則

### 1 ソース・ルール

米国においては、米国内事業に従事する（engaged in trade or business within the United States）外国法人は、事業と実質的に関連のある（effectively connected）国内源泉所得及び特定の国外源泉所得について総合課税される。したがって、米国内に支店を有する外国法人は、米国内での事業に実質的に関連する国内源泉所得及び特定の国外源泉所得について総合課税されるが、先にも述べたように、米国はヨーロッパ諸国のように所得分類の種類によって源泉管轄を決定するという制度を有していないので、独特の源泉管轄決定のためのソース・ルールを設けている。内国歳入法典では国内源泉所得を、原則として次のように分類しており（Sec.861(a)）、それ以外の所得源泉については財務省規則で定めることとされている（Sec.863(a)）。

## (1) 利子 (Sec.861(a)(1))

米国居住者又は米国国内法人から受け取る利子は国内源泉所得 (“place of obligor” rule)

## (2) 配当 (Sec.861(a)(2))

米国国内法人から受け取る配当は国内源泉所得 (“place of incorporation of the payer corporation” rule)

## (3) 人的役務の提供 (Sec.861(a)(3))

役務提供地が米国の場合は国内源泉所得 (“place of performances” rule)

## (4) 財産の賃貸及び特許使用料 (Sec.861(a)(4))

資産の使用地が米国の場合は国内源泉所得 (“place of use” rule )

## (5) 不動産及び不動産の上に存する利益の処分 (Sec.861(a)(5))

資産の所在地が米国の場合は国内源泉所得

## (6) 動産の売買・交換

イ 米国の「事業を行う一定の場所 (fixed place of business)」に帰属する場合 (Sec.865(e)(2)(A))

米国国内源泉所得 (attributable income rule)

ロ 米国の「事業を行う一定の場所」に帰属しない場合 (Sec.865(b))

## ① 棚卸資産 (Sec.861(a)(6))

権限移動地 (title-pass doctrine)

## ② 棚卸資産以外の資産 (Sec.865(a))

譲渡者の居住地 (“place of residence” rule)

## (7) 保険所得 (Sec.861(a)(1))

米国内のリスクから生じた所得は国内源泉所得



〈米国における外国法人関連のソース・ルール（原則）〉

所得の種類		所得の源泉地	
利子・配当		支払者の居住地国	
不動産又は有形動産の賃貸料		資産の所在地	
無形資産の使用・無形資産の譲渡等	生産性対応 有	資産の使用地	
	生産性対応 無	資産の譲渡地	
米国不動産の売却・米国不動産持分の売却		米国	
動産の譲渡	米国の「事業を行う一定の場所(fixed place of business)」に帰属	米国	
	米国の「事業を行う一定の場所」に帰属しない	棚卸資産	権原移動地
利益	米国居住者及び米国内国法人の国外PEに帰属	10%以上の外国税納付	米国
		それ以外	PEの所在地国
外国為替からの所得 (Sec.988(a)(3))		譲渡者の居住地国	

## 2 実質関連概念

米国では外国法人の課税原則として、総合主義や帰属主義とは異なる独自の考え方として、1966年の外国投資家課税法（F I T A： Foreign Investors Tax Act of 1966）により導入された「実質関連概念」が使用されているが、これはソース・ルールにより国内源泉とされた所得について、「総合課税」か「源泉分離課税」かを区分する基準（特定の国外源泉所得については、総合課税の対象に取り込む基準）として用いられている。

すなわち、「国内事業に従事」<sup>(1)</sup>する外国法人は、その国内源泉所得が「国内事業に実質的に関連する」場合に総合課税され、国内事業に従事していても、その所得が国内事業に実質的に関連しない場合には源泉分離課税又は非課税とされる。

### 3 実質関連基準

実質関連基準は、所得の区分によりその内容が異なっている。

#### 【原則】

##### 《国内源泉所得》

- (1) 定時定額所得 (fixed or determinable annual or periodical gain, profits and income : 以下「定額所得」という) 及びキャピタル・ゲイン以外の所得

これらの所得は、国内事業に従事していれば、実質関連性は擬制される。したがって、国内事業に従事している外国法人は、この所得区分に分類された所得がある場合、総合主義と類似して (force of attraction が機能して)、その所得はすべて総合課税の対象となる (Sec.864(c)(3))。

- (2) 定額所得及びキャピタル・ゲイン

この所得については、その実質関連性には以下の判定基準がある。

##### 〔資産使用基準 (Asset-use Test)〕

所得が、米国内での事業に使用される資産から生じたか、あるいは事業のために保有される資産から生じたものであるか否かという基準 (Sec.864(c)(2)(A))

##### 〔事業活動基準 (Business-activities Test)〕

所得の実現において、米国内での事業活動が重要な要素であるか否かという基準 (Sec.864(c)(2)(b)) である。そして、この基準の適用を補足するものとして、事業として区分した記帳、適正な会計処理を継続的に採用しているか否かの要素 (会計上の区分記帳) を考慮する (Sec.864(c)(2))。なお、積極的な事業活動が行われない場合には資産使用基準が重視され、金融業やライセンス業では事業活動基準が重視される。この判定基準により、国内事業に従事する外国法人の稼得した国内源泉所得たる定額所得及びキャピタル・ゲインが、その国内事業に実質的に関連すると判定された場合には、その所得は総合課税の対象となる。なお、

判定されなかった場合は、定額所得は源泉分離課税となり、キャピタル・ゲインは非課税となる。

〔銀行業等に関する特別規定〕

銀行業等においては、その積極的活動から得る配当、利子、株式等の譲渡損益は、その所得の実現の元となった株式等の「事業を行う一定の場所」への帰属により実質関連とみなされるが、帰属の判定は、その株式等の「取得時点」において米国P Eが相当な役割を果たしたか否かという基準（Reg.1.864-4(c)(5)(ii), (iii)）による<sup>(2)</sup>。

### 《国外源泉所得》

#### (1) 特定の国外源泉所得

この所得については帰属主義とはほぼ同様に、「事務所またはその他事業を行う一定の場所 (office or other fixed place of business)」<sup>(3)</sup>が存在し、そこに帰属することが実質関連要件となり、国内事業に従事する外国法人が稼得した場合、その所得は総合課税の対象となる。ここでいう特定の国外源泉所得とは、

- イ 事業の積極的活動から生ずる無形資産の使用若しくは使用の特権から生ずる賃貸料又は使用料（無形資産の売却又は交換による譲渡損益も含む）（Sec.864(c)(4)(B)(i)）
- ロ 配当、利子、株式等の譲渡損益で、米国内の銀行業、金融業等の積極的活動から生ずるもの又は株式等の取引を主たる事業としている法人が受け取るもの（Sec.864(c)(4)(B)(ii)）
- ハ 保険会社の国内事業に帰せられる国内源泉所得（Sec.864(c)(4)(C)）をいう。

なお、①及び②の所得について事業を行う一定の場所に帰属するとは、その場所がその所得の獲得の重要な要素となっており、かつ、その所得をもたらす活動を常習的に行っている場合をいう（Sec.864(c)(5)(B)）。

## (2) その他

非課税とする。

## 【例外】

- (1) 1980年に「外国人不動産投資課税法」(Foreign Investment in Real Property Tax Act: FIRPTA)により、外国法人が米国不動産持分の売却損益を有する場合は、米内事業に従事し、その損益は米国内事業に実質的に関連するとみなされ、総合課税の対象とされた (Sec.897(a)(1): 一定の場合は10%源泉徴収され、その後総合課税で調整)。

これは、米国内不動産の譲渡は国内源泉所得であるが、株式の譲渡はその譲渡地が所得源泉地となることから、株式譲渡に化体した不動産譲渡を国外で行うことによる租税回避行為を防止することを目的としたものである。

- (2) 1984年改正法及び1986年改正法により、外国法人が受け取るポートフォリオ利子等の一定の利子にたいする30%の源泉分離課税は、廃止された (Sec.871(h), (i)(2), Sec.881(c), (d))。

これは、空洞化対応策として、国内投資を促進することを目的としている。

〈米国における外国法人課税の概要〉

	ソース・ルール	国内事業に従事		国内事業に従事無し
	所得の区分	実質関連有	実質関連無	
国内源泉所得	定額所得&キャピタル・ゲイン以外の所得	実質関連有と擬制		
	米国不動産持分	国内事業に従事&実質関連有と擬制		
	キャピタル・ゲイン	実質関連要件 ①資産使用基準 ②事業活動基準 ③銀行業等に関する特別規定		
	ポートフォリオ利子等			
	定額所得			源泉（分離）
国外源泉所得	特定の所得	実質関連要件 ①P E*の存在 ②P Eへの帰属 (補足) 会計上の区分 記帳		
	その他			

\* 米国国内法では「事業を行う一定の場所(fixed place of business)」の用語を使用しているが、「恒久的施設」とほぼ同義であるので作表便宜上P Eとした

#### 4 「米国内事業に従事」と「P Eなければ課税なし」

例えばA国において、外国法人Xが、別の外国法人Yをいわば手足として使い、YのA国内支店をもって実質的なA国におけるXの事業活動の本拠として事業所得を稼得している場合を想定してみる<sup>(4)</sup>。

A国を米国とすると、外国法人Xは国内事業に従事していると認められるので、その事業所得が国内源泉所得であることが認定されれば、その事業所得の実質関連性は擬制され、米国において国内法上総合課税されるであろう。しかし、A国を国内法にP Eを前提とした課税方式を採用している国に置き換えてみると、代理人P E等何らかの形でP Eを認定しない

かぎり、稼得した事業所得が国内源泉所得と認定されたとしても、その国において X 社の事業所得は課税されないであろう。

事業所得課税における P E 概念は、居住地国課税と源泉地国課税が競合する局面で、国際的二重課税を排除するための租税条約の中で発展してきたものである。これは、居住地国課税を原則とした上で、源泉地国においては自国内に P E がある場合にかぎり外国法人の事業所得を課税できるとして、源泉地国における課税を制限する意味で成立したものであり、源泉地国で外国法人の事業所得を広範に課税することを目的としたものではなかった。すなわち、P E の存在は、源泉地国における事業所得課税の条件であり、国内法において外国法人の事業所得の課税方式に P E を前提とした帰属主義または総合主義を採用していれば、租税条約以前に P E のない外国法人の国内源泉所得となる事業所得に対する課税権を放棄していることになる。

一方、米国の外国法人課税においては「米国内事業に従事」していることが条件であり、必ずしも P E の存在を必要としない。したがって、国内法において、源泉地である米国における外国法人の事業所得の課税権を広範に留保していることになり、租税条約において P E 概念を採用<sup>(5)</sup>したとしても、原則として課税範囲を狭める作用があるのみである。

## 5 「実質関連基準」と「帰属主義」

実質関連概念は、原則としてソース・ルールにより国内源泉とされた所得を、総合課税の対象とするか、源泉分離課税の対象とするかという課税方法を区分する基準であり、例外として特定の国外源泉所得を外国法人の総合課税の対象として取り込むための実質関連基準に帰属主義を採用しているにすぎない。一方、事業所得の課税原則として国際的に採用されている帰属主義は、通常は国外源泉所得に分類される所得も、P E に帰属すれば国内源泉の事業所得として総合課税の課税対象に取り込むので、課税原則と同時にソース・ルールの機能もはたしている。

米国の外国法人課税は、あくまでもソース・ルールにより決定された国内源泉所得を、実質関連原則により総合課税の対象範囲を決定するという規定である。したがって、米国のP Eに帰属する国外源泉所得を課税対象に取り込む際に、P Eに帰属する動産の販売益を国内源泉所得とすると規定したことにみられるように、原則としてソース・ルールに帰属主義を採用し、その所得の源泉地を国内とする規定を設けることにより対処している<sup>(6)</sup>。米国における外国法人課税においては、あくまでもソース・ルールと課税原則は分離されている。

## 6 日米租税条約における帰属主義の採用

ところで、日米租税条約では第6条において所得源泉の規定が設けられ<sup>(7)</sup>、その8項において、事業所得に相当する「産業上又は商業上の利得 (industrial or commercial profits)」の源泉地は、当該利得が恒久的施設に帰せられるときは、P Eの所在地国に所得源泉があるものと取り扱われており、ソース・ルールに帰属主義を採用することが明記されている。また、事業所得の課税ルールを規定した第8条1項でも、OECDモデル条約第7条1項に準拠し、源泉地国においてはP Eに帰属する所得のみを課税するとして帰属主義を採用している。日米租税条約は、ソース・ルール及び課税ルールとも帰属主義が採用され、日米租税条約が適用される日本法人の米国支店は帰属主義により総合課税されることになる。

### 〔注〕

- (1) 法律も規則も「国内事業に従事する」の用語について包括的な定義を設けておらず、また、限定的に成文化された規則では包括的なガイドにならないので、多くの場合、その判断は判例法を参考にするようになる (L. Anthony Joseph, Jr., Bruce Kayle and Gregory May, *Butterworths International Taxation of Financial Instruments and Transactions: USA*, 27(1994).)。
- (2) Joseph, Kayle and May, *supra* note 1, at 32-33, 吉田康英「米国における外国金融機関の税務上のリスク」JICPA ジャーナル No.458 SEP.1993 59頁。
- (3) 「事業を行う一定の場所」は「恒久的施設」とほぼ同義とされているが、その機能

は国外源泉所得を総合課税の対象に取り込む機能をもつのみである。

- (4) 石黒一憲「企業の多国籍化に伴う法的諸問題」総合研究開発機構編『多国籍企業の法と政策』（三省堂 1986年）29頁～39頁において、東京地裁判決昭和57年4月22日（いわゆるオデコ事件）に関連して、国際法の観点から「P E なければ課税なし」の問題点が論じられている。
- (5) 米国は国内法上では「事業を行う一定の場所(fixed place of business)」の用語を使用しているが、租税条約においてはP Eの用語を使用している（USモデル条約（1996年）5条、7条参照）。
- (6) ソース・ルールの改定には、単に外国税額控除の計算に適用するためだけに行う場合もある（Joseph, Kayle and May, *supra* note 1, at 24.）。
- (7) これは、1954年の条約締結当時は両国とも総合主義を採用していたため、所得の源泉地につき両国共通の規定を置く必要があったからと思われるが、その後、1971年の新日米租税条約にも引き継がれている。

### 第3節 支店税

#### 1 支店税の導入

米国における外国法人の支店課税を検討する場合に無視できないのが支店税である。

外国法人が米国に子会社形態で進出する場合には、その子会社は米国内法人として通常の法人税が課される。そして、親会社への配当の支払い及び非居住者への利子の支払いに対しては源泉税が課される。これに対し、外国法人が支店形態で米国に進出する場合には、支店の稼得する所得に対する通常の法人税が課されるのみであった。この両者の課税上のバランスをとるため、1986年改正以前の米国税制においては、米国内で相当規模（総収入の50%以上）の事業活動を行う外国法人に対して、第二次配当税及び第二次利子税（源泉徴収義務）を課してきた。これは、外国法人の米国支店が支払う配当・利子のうち米国事業実質関連割合を米国の国内源泉所得であるとし、この配当・利子に国内法の定める一般的な源泉徴収義務の範囲で30%（又は租税条約上の軽減税率）の源泉税を課するというものであった。しかし、米国事業実質関連割合が50%以上とかなり高いことや執



行が困難であるという問題点があった。

そこで、1986年の税制改正において新たに支店税を導入した。概要は次のとおりである。

## 2 支店税の概要

### (1) 支店利益税 (Branch Profit Tax )

外国法人の米国支店に対して、その支店の稼得した所得に通常の法人税を課すほか、「配当相当額 (dividend equivalent amount)」に対して30%で源泉課税される (Sec.884(a), Sec.884(f)(1)(a))。但し、この税率は租税条約締結国の外国法人の場合は、租税条約上の親子会社間配当軽減税率に引き下げられる (Sec.884(e)(2)(A)(ii))。ここで「配当相当額」とは、支店の米国事業に実質的に関連する所得に帰する利益 (一部の利益は除外される) に米国純資産の増減により調整 (米国内への再投資額を除外) した額をいう。

$$\begin{aligned} \boxed{\text{支店利益税}} &= \boxed{\text{配当相当額}} \times 30\% \\ \boxed{\text{配当相当額}} &= \boxed{\text{実質関連利益}^*1} \\ &\quad - \boxed{\text{実質関連利益に対応する連邦法人所得税額}} \\ &\quad + \left( \begin{array}{l} - \boxed{\text{米国純資産}^*2\text{の増加額}^*3} \\ \text{or} \\ + \boxed{\text{米国純資産の減少額}^*4} \end{array} \right) + \boxed{\text{実質関連利益の本店移転額}} \end{aligned}$$

\* 1 実質関連利益 (effectively connected earnings and profit: E&P )

外国法人の支店課税においては、実質関連所得のみが課税所得を構成するのであるから、実質関連利益はほぼ課税所得と等しくなるが、以下の特殊な法人にかかる実質関連利益は除外される (Sec.884(d)(2))

①免税とされる外国運輸事業法人の所得及び外国事業体の通信衛生システムの所有・運用に係る所得

②国外販売法人（Foreign Sales Corporation）の実質関連とみなされる所得

③米国不動産所有法人の持分の売却益等に係る利得

④その所得を米国事業と実質関連有りとして取り扱うことを選択するキャプティブ保険会社の実質関連とみなされる所得

⑤米国属領内で組織された銀行の受け取る利子で実質関連とみなされる所得

\* 2 米国純資産 = 米国資産 - 米国負債

\* 3 米国純資産の増加額 = 期末米国純資産 - 期首米国純資産

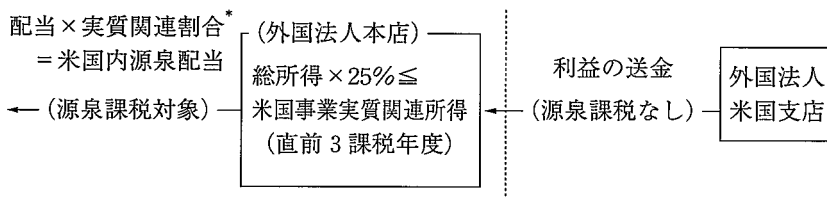
(E&Pのうち米国内に再投資された額)

\* 4 米国純資産の減少額 = 期首米国純資産 - 期末米国純資産

(過年度の米国純資産の増加額の範囲内で  
米国純資産が0以下になる場合は考慮しない (Sec.884(b)))

## (2) 第二次配当税の維持

第二次配当税は維持するが、米国事業実質関連割合を「50%以上」から「25%以上」に引き下げる。但し、支店利益税を課す場合は第二次配当税による源泉徴収は行わない (Sec.861(a)(2)(b))。



\* 実質関連割合 =  $\frac{\text{米国事業実質関連所得 (直前3課税年度)}}{\text{総所得 (直前3課税年度)}}$

## (3) 支店利子税 (Branch-level Interest Tax )

イ 外国法人が米国事業のために支払う利子は米国内法人が支払うとみなし、国内源泉所得として非居住者に支払われる場合は30% (租税条約による軽減有) 源泉課税される (Sec.884(f)(1)(A))。

○米国事業関連支払利子 = 米国内国法人の支払利子（国内源泉所得）とみなす

ロ 外国法人の米国支店の実質関連所得が総合課税される際に損金算入された支払利子控除額（Reg.1.882-5）が、イの支払利子額を超える場合、その超える金額は100%外国親会社からの借入金利子として、課税年度末においてイの取扱いと同様に国内源泉所得として源泉課税される（Sec.884(f)(1)(b)）。

○米国事業関連支払利子 < 支店利子控除額 の場合

$$\boxed{\text{支店利子控除額}} - \boxed{\text{米国事業関連支払利子}} = \boxed{\text{100\%外国親会社借入利子 (国内源泉所得) とみなす}}$$

### 3 支店利益税と子会社の配当課税

支店に対する事業所得課税は、源泉地国における国内源泉所得課税の一形態であり、課税後の利益も国内源泉所得で構成されている。これは米国においても例外ではなく、その所得は一部国外源泉所得を取り込んでいるものの、すべて国内源泉所得で米国事業に実質的に関連する所得で構成されている。一方、子会社に対する課税はあくまでも居住地国課税であり、その利益は理論上全世界所得で構成されている。そして、課税後の利益が配当される際に、居住者が行う配当として国内源泉所得に分類される。ここに、外国法人の支店の配当相当額と子会社の配当額の基本的な違いがあり、前者は外国法人の国内源泉所得に対し重課税となると考えられる。また、支店利益税は追い掛け課税<sup>(1)</sup>としても批判されている<sup>(2)</sup>。

ところで、支店税は、外国法人の米国支店を内国法人と同一の取扱いにするために、支店を独立した企業とみなして配当課税することにより、両者の公平性を追求している。しかし、一方でクロスボーダーの本支店間取引については、支店を独立した企業とはみなさず、国内本支店の取扱いを準用することにより、その取引を否認している。これについて以下で検討

することとする。

〔注〕

- (1) 追い掛け課税とは、支店等の恒久的施設を通じて稼得した所得を本店等において配当する場合に、当該配当の原資となった所得の源泉地国が、国境を越えて本店所在地国まで追い掛けて課税することをいう。
- (2) 財務省規則 1.884-1(e)(3)には、1987年1月1日現在で有効な租税条約を有する国のうち、支店利益税の課税を免除する国が列挙されているが、その中に日本も挙げられているので、現在のところ、日本法人が支店利益税を課されることはない。

## 第3章 外国銀行米国支店の行う本支店間取引

### 第1節 本支店間内部利子の取扱

#### 1 銀行業における本支店間の支払利子の特殊性

銀行業におけるクロスボーダーの本支店間の内部取引の認識の問題に関しては、以前から銀行業における内部利子の取扱いについてOECD租税委員会で議論されていた。

PEに帰属する事業所得について規定したOECDモデル条約7条2項は、PEの利益算定において「独立企業の原則」を規定しており、3項は「2項の原則がどのようにPEの経費に適用されるべきか」を明らかにしている。これを銀行業に適用するとき、2つの問題が生じる<sup>(1)</sup>。

- (1) 本支店間の支払利子は当該支店の利益計算に当たって斟酌されなければならないか。
- (2) PEの粗利益が実際の受取利子を算入して算定される場合、当該PEが実際に支払った利子は損金に算入されず、その代わりに当該企業全体の支払利子のうち「PEに配賦される」推定割合が計上されなければならないか。

OECDモデル租税条約7条コメンタリー・パラグラフ18では、(1)の問題について「ただし、金融機関（例えば銀行）の各部門相互間における融通（資本勘定でないもの）に対する利子の支払いについては、資金融通に対する利子の支払いや受取りが、かかる機関の通常の事業に密接に係るものであるという点にかんがみ、特別な考慮が払われるべきであると考えられている。」と述べている。

「特別な考慮が払われる」理由として次の2つを挙げられる<sup>(2)</sup>。

- (1) PEは、「独立企業の原則」により事業活動を行うのであるから、銀行が銀行業の枠内で非関連者取引を行う場合、通常のごとく利子を受領し支払う。それ故、銀行の内部利子もPEの利益計算に当たり斟酌

されるべきである。

- (2) 銀行の主たる業務は、自らの外部への貸し出しのために第3者から金銭を借りることであるから、本店から支店に又は支店相互間で貸し出された金銭の大部分が、実際に、それ以前の段階において非関連の第3者から借り入れられたものであり、さらに後の時点において非関連の第3者に貸し出されるであろうから、銀行の内部利子から恣意性は排除される。

以上の理由により米国及び日本を除くOECD諸国は、銀行業における内部利子は独立企業の原則により損益を認識すべきであるとの立場をとっている<sup>(3)</sup>。

## 2 支払利子控除額 (Reg.1.882-5)

米国における支店の課税所得の計算上、支払利子は「支払利子控除額」として控除が認められている。しかし、これは米国支店において損金経理された本店に対する支払利子額がそのまま税務上の経費となるわけではなく、財務省規則1.882-5（1996年3月5日公表）により、以下の3つのステップの計算方法で、支払利子控除額が算定される。なお、この計算過程において、本支店間の貸借等に係る資産、負債及び支払利息は認識されない (Reg.1.882-5(a)(5))。

但し、この規定は税務当局の一方的な調整権限を規定しているもので、納税者の権利としての調整規定とはなっていない。

〔第1ステップ〕 米国資産の算定

$$\boxed{\text{米国資産}} = \boxed{\text{米国事業所得を発生させる資産}} - \boxed{\text{本支店取引で生じた資産}}$$

〔第2ステップ〕 米国関連負債の算定（次のイまたはロを選択適用）

イ 固定率で米国関連負債を計算

$$\boxed{\text{米国関連負債}} = \boxed{\text{米国資産}} \times \boxed{\text{固定率(銀行=93%*その他=50%)}}$$

\* 旧規則では、銀行=95%

ロ 実績率で米国関連負債を計算（全世界ベースで米国支店の負債額を割り出す）

$$\boxed{\text{米国関連負債}} = \boxed{\text{米国資産}} \times \frac{\text{本店の全世界平均負債残高} \pm \left( \frac{\text{米国税法基準による調整}}{\text{本店の全世界平均資産残高} \pm \left( \frac{\text{米国税法基準による調整}}{\right)} \right)}{\text{本店の全世界平均資産残高} \pm \left( \frac{\text{米国税法基準による調整}}{\right)}$$

〔第3ステップ〕 支払利子控除額の算定（次のイまたはロを選択適用）

イ 米国帳簿負債法

① 米国帳簿負債\*1 > 米国関連負債

支払利子控除額 = 米国帳簿計上利子

$$\times \frac{\text{(スケーリング・レイシヨウ)} \text{ 平均米国関連負債}}{\text{平均米国帳簿負債}}$$

## ② 米国帳簿負債&lt;米国関連負債

$$\boxed{\text{支払利子控除額}} = \boxed{\text{米国帳簿計上利子}} +$$

$$\left( \frac{\text{米国関連負債} - \text{米国帳簿負債}}{\text{米国帳簿負債}} \right) \times \left[ \frac{\text{（利率）}^{*2} \times \text{米国外で支払われた米国ドル負債に係る利子}}{\text{米国外の米国ドル負債}^{*3}} \right]$$

\* 1 米国帳簿負債 米国支店の帳簿に記帳された米国支店の負債額

\* 2 利率 旧規則では、利率に公示ライボレートを使用することが可能であったが、新規則では廃止された

\* 3 米国ドル負債 利息が発生していない負債も含める

□ 通貨別資金法（すべての段階で各通貨毎に計算）

$$\boxed{\text{支払利子控除額}} = \boxed{\text{米国関連負債}} \times \left[ \frac{\text{（利率）} \times \text{全世界ベース計上利子}}{\text{全世界平均負債残高}} \right]$$

## 3 支払利子控除額の日本の課税への影響

在米邦銀の対応において最も困難と考えられるのは、第2ステップにおける固定率と実績率の選択の問題であろう。これは一度選択すると5年間は変更できないため、安易に実績率よりも低くなると見込まれる固定率を採用することはできない。しかし、実績率を採用するとしても、本店の全世界資産・負債を米国税務基準に引き直すことはかなりの困難が予想される。特に銀行業においては膨大な金融資産・負債（オフバランスを含む）を有しているため、米国がこれらの評価に時価主義を採用していること、また、金融取引の多様化に対応した最近の改正条項との調整等も必要なことから、米国税務基準への引き直しには、相当な困難が伴うであろう<sup>(4)</sup>。

そこで納税者としては、日本本店における外国税額控除の余枠、本店の



全世界資産・負債を米国税務基準に引き直すコスト、及び将来の税務調査による更正を受けるリスクを勘案して、固定率を採用するかもしれない。また、実績率を採用するにしても、税務調査によるリスクを回避し、税負担の安定性を確保するために、実績率算定方法についてIRSに対し事前確認（APA）の申請をするかもしれない。

いずれにせよ、米国での課税が日本本店の税務申告における外国税額控除に影響を与えることは避けられない。そして、次節で検討する本支店間外為取引の否認事例の場合は、さらに深刻な形で日本の外国税額控除に影響を与えることになると思われる。

#### [注]

- (1) OECD租税委員会1984年報告書「移転価格と多国籍企業、3つの課税問題」パラ43。
- (2) OECD租税委員会1984年報告書「移転価格と多国籍企業、3つの課税問題」パラ48～49。
- (3) OECD租税委員会1984年報告書では、日本も米国と同じ立場をとっていると報告されているが、取扱上は原則としてLIBORによっていればそれを容認している。
- (4) 田川利一「外国法人の支払利息控除に関する米国財務省最終規則882-5条解説」国際税務 Vol.16 No. 7 21～22頁。

## 第2節 本支店間外為取引の否認

### 1 米国税務調査における外国銀行の本支店間取引

米国の外国銀行調査の対象に必ず取り上げられる調査項目に、税務上の支払利子の算定額と本店経費配賦額算定額の控除否認があり、この分野における調整は、支店形態で業務を行う銀行に特徴的な控除項目である。さらによく調査される項目として、外国源泉税、借入人負担ローン（ネット・ローン）、米国支店経費の本部帰属分否認（逆本部経費）等があるが、最近の調整項目として、本支店間の取引から生ずる損失の全面否認、金融派生商品取引から生ずる損益のさまざまな調整等がある<sup>(1)</sup>。

以下では、在米邦銀にとってリスクの高い、本支店間の外為取引から生

ずる損失の全面否認の問題について検討したいこととしたい。

## 2 本支店間外為取引の否認事例

本支店間取引の損益の否認の問題について米国税務当局は、原則として本支店間または米国支店と米国支店以外との取引から生ずる損益は、税務上一切考慮しないとしている。損益を認識しないのは、同一法人は自分自身同志が契約の当事者となりえないという理由からである。したがって、さまざまな理由から行われる本支店間取引から損失が生じている場合、税務上控除が否認されることにより多額の調整額が発生する可能性がある。その中でも、現在のところ一番リスクが高いと思われるのが本支店間の為替取引の否認の問題である<sup>(2)</sup>。

米国 I R S は、米国に支店を置き、外国為替取引（以下外為取引という）を行っている邦銀各社に対し、外国法人の米国支店が本店及び米国外支店と行う外為取引から生じる損益については、米国における課税所得計算上考慮しないとして、本支店間の外為取引から生じる期末評価損益及び期中売買損益を否認する、との指摘を行った。

### 【モデル事例】

#### 〔取引の内容〕

- ① 3月1日にA銀行NY支店は顧客Xに対し100,000ドルを1ドル＝103.00円で3月31日渡して売る取引を行う
- ② 同時にNY支店は東京本店に対し100,000ドルを1ドル＝102.80円で3月31日渡して買う取引を行う
- ③ 3月31日の為替レートは1ドル＝100.00円となった

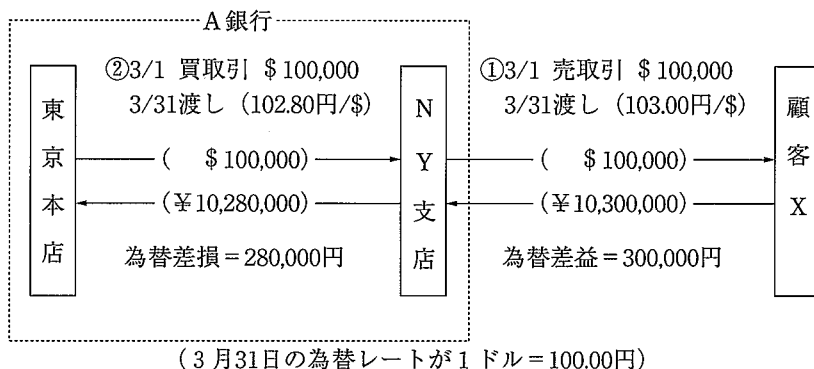
#### 〔NY支店の経理〕

- ① NY支店は顧客Xに対する $(103.00 - 100.00) \times 100,000$ ドル＝300,000円の利益を計上する（第3者売買益）
- ② 同時にNY支店は東京本店に対する $(102.80 - 100.00) \times 100,000$ ドル＝280,000円の損失を計上する（本支店売買損）

○実質的には、102.80円で調達したドルを103.00円で売却して20,000円の利益を得た

〔IRSの課税処理〕

NY支店は東京本店に対する280,000円の損失を本支店間取引を理由に否認する



一連の取引は為替リスクのヘッジ目的で行われたとみられるから、取引②の本支店間の為替差損のみが否認されるのは不合理にみえる。しかし、A銀行全体と顧客Xとの取引という見方をすれば、上記の取引だけでは東京本店が第三者とヘッジしているかどうかは不明であり、リスクは依然としてA銀行によって負担されているようにもみえる。したがって、取引①がスペキュレーション（投機）で、取引②が本支店への利益移転の手段として利用されたとみることもできる。もしNY支店が独立企業として活動し、為替予約も市場レートで行われているとするならば、東京本店以外の第三者とでも同様の予約ができたはずである（決済リスクやスプレッドのとり方等の問題はあがる）。また、本支店間で行われた取引②だけを見れば、同一法人内の資金（通貨）の移動にすぎず、\$100,000はNY支店においてもエクステンジされることなく顧客Aに引き渡されているので、同支店における取引②においては、法人としてはリスクの移転も損

益の発生もないことになる。

この点については、ニューヨークに組織されている外国銀行協会 (Institute of International Bankers; I I B) が I R S の A P A プログラム責任者に対して1994年4月に提出した意見書の内容<sup>(3)</sup>をみることにより、問題点を明確にすることができる。

まず、外国銀行在米支店の本支店取引が必要な主な理由として、

- (1) 米国市場が終了しているために米国支店における取引の機会が限られている。
- (2) 取引相手である本店等のレートが第3者レートと競合していた。
- (3) 本店等と取引を行えばクレジット、決済等のリスクを避けることができる。という点を挙げており、そしてこの取引が独立第3者間基準（公正な市場レート）で行われていることを、次のような観点为例に挙げて説明している。

- (1) 支店の責任者によって果たされている支店のブックの管理、評価における役割。
- (2) トレーダーの報酬がインセンティブ報酬制度である。
- (3) 異常レートで行われる取引を摘発する内部統制システムがある。
- (4) トレーディングが監督機関による検査で必ずレビューされる等。

逆にいえば、これらの点を証明しないかぎり、利益移転のための取引でないことを I R S に納得させることはできないであろう。

しかし、現在のところ米国が独立企業の原則により本支店間外為損益を認識する可能性は少ないように思われる。その結果、日本本店の税務申告における外国税額控除に重大な影響を与えることになる。

### 3 分離企業取引モデルにおける本支店間取引の認識

ところで、上記モデル事例は、本支店間の為替先物取引が否認された事例であるが、本支店間取引の否認の問題はこれにとどまらず、クロスボーダーで行われる本支店間の各種デリバティブ取引の課税問題にも波及する

と考えられる。ある論者は次のように述べている。

「取引拠点が分離した形態では、伝統的な移転価格分析が行い易い……。ここで一般的に存在する複雑な要素は、法的性質、特に米国が本支店間取引を認識しないという問題である。」<sup>(4)</sup>「米国国内法において、支店間取引及び本支店間取引は考慮されない。この立場は、実質関連所得原則においては言外に含まれており、関連する条項においては明文で規定されている。例えば、Reg.1.882-5(a)(5)では、米国支店と同一法人の他の部署との間のローンは認識されないとしている。また、Reg.1.863-7、Reg.1.988-1(a)(7)及びReg.1.446-3では、同一法人内のデリバティブ取引は無効であるとしている」<sup>(5)</sup>。

米国の実質関連原則では、外国法人の事業所得課税においてPEの存在を前提としておらず、外国法人の国内源泉所得は、その外国法人が米国国内事業に従事し、その国内源泉所得が米国事業に実質的に関連すれば総合課税される。すなわち、米国で営業する外国法人に対して、源泉地国課税の一形態として事業所得に総合課税するというスタンスであり、PEの存在は租税条約における課税の条件として認めているにすぎない。したがって、PEを内国法人と同様の納税者と見做しているのではなく、あくまでも外国法人自体を納税者としているのであり、そこに課税所得の計算における内部取引の認識という考え方は採用されていないのである。上記モデル事例においては、米国支店であろうと日本本店であろうと、依然としてリスクはA銀行自体に負担されているのであり、取引②の本支店間取引を認識することは、利益移転と見做されてしまうのである。

しかし、分離企業取引モデルで行われる銀行本支店間のデリバティブ取引は、日常の業務活動からもたらされるそれぞれの資産、負債、デリバティブ取引などにおけるオープン・ポジションをヘッジするために行われる取引が多い。その取引相手は、第3者の場合もあれば、本店やその他の支店の場合もある。この取引は「ON-OFF」と呼ばれ、グローバルブックを持つ取引と違って、それぞれの拠点は拠点ごとのポジション管理を行い、取

引別に相手にリスクを引き渡してしまえば、その相手に関連会社であれ、本店等であれ、その後のリスクは全く関知しない。この場合、関連会社間取引又は本支店間取引であっても、利益移転の動機は全くないのである<sup>(6)</sup>。

〔注〕

- (1) 浅川洋一、遠津博義、八田陽子「米国における外国銀行の税務調査の現状と対策」国際税務 Vol.15 No. 1 30頁。
- (2) 浅川、遠津、八田、前掲書(1)、31頁。
- (3) A. ルービンスタイン、T. タックナー、八田陽子（訳）「邦銀米国支店における米国税務当局とのAPA締結の是非について」国際税務 Vol.15 No. 3 28頁。
- (4) Charlse T. Plambeck, Transfer Pricing Analysis of Global Trading Operations and Procedual alternatives, Vol.74 No.12 TAXES 1141(1996).
- (5) Plambeck, supra note 4, at 1141-1142.
- (6) ルービンスタイン、タックナー、八田（訳）、前掲書(1)、27頁。

### 第3節 本支店間デリバティブ取引所得の源泉地と帰属

#### 1 本支店間デリバティブ取引所得の源泉地と帰属の認定に係る問題点

米国において日本法人がその支店等のP Eを通じてデリバティブ取引を行った場合に問題となるのは、その取引から生じた所得についてそのP Eに帰属すべき所得の範囲を、どのように決定すべきかということ、また、その取引がヘッジ目的である場合に、どのような条件で、またどの範囲でヘッジ取引を課税上その構成要素に分解せずに一体として取り扱うべきか、特にヘッジ手段たる金融派生商品とヘッジ対象たる取引が異なる国に存在する別の支店で行われているようなスプリット・ヘッジの場合や、ヘッジの方法として個別ヘッジではなく、グローバル・ヘッジを採用する場合にはどのように取り扱うのか、ということである<sup>(1)</sup>。

そこで、以下では米国内法におけるデリバティブ取引のソース・ルール、所得の帰属の問題、及びヘッジ取引の税務上の取扱について外観してみることにする。

## 2 米国におけるデリバティブ取引所得のソース・ルール<sup>(2)</sup>

米国はデリバティブ取引所得については、原則として居住地基準のソース・ルールを使用しているが、その適用上、先物、先渡し、オプションから生ずる所得、及び想定元本取引（スワップ、キャップ、フロアー、カラー等）に基づく所得の2つに分類している。

### (1) 先物、先渡し、オプション

内国歳入法 865条(j)(2)は、財務長官に対して先物、先渡し、オプションから生ずる所得に関してソース・ルールを定める権限を与えているが、未だ規則はつくられていない。したがって、これらの所得は一般的な譲渡益のソース・ルールに服することになる。すなわち、先物、先渡し、オプションから生ずる所得は動産の譲渡益であり、「米国の事業を行う一定の場所 (fixed place of business)」に帰属する場合は国内源泉所得となり、帰属しない場合は、金融機関等のディーラーによって取引されるケースのように棚卸資産に該当するときは権限移動地となり、棚卸資産に該当しないときは譲渡者の居住地国となる（第2章第2節参照）。

### (2) 想定元本取引

内国歳入法は、想定元本取引に基づく所得について、実質的に動産の譲渡益と同様に扱うソース・ルール（原則として居住地に着目する）を設けている（Reg.1.863-7, 1.988-4）が、これには3つの例外がある。

第1に、このソース・ルールは外国法人が米国内で行う事業に実質的に関連する所得には適用されない（Reg.1.863-7(b)(3), 1.988-4(c)）。通常、米国においては源泉地が判断された後に実質関連性の判断がされるが、ここでは逆に、米国事業に実質的に関連する想定元本取引所得が国内源泉所得となる。これは米国に事業を行う一定の場所を有しない外国トレーダーやディーラーに米国の課税を及ぼそうという規定である。第2に、想定元本取引にかかる一定の一次的支払いが隠れた貸付金（embedded loan）として扱われ、そこから生ずる所得は利子とされ、源泉徴収の対象となる。例えば、スワップ契約に入るにあたりかなりの

アップ・フロント・ペイメントが支払われた場合、それはスワップ契約期間中に利子付で徐々に返済されるであろう金額（すなわち貸付金）の受領として扱われる。第3に、想定元本取引についての居住地に着目した取扱いは、エクイティや不動産に着目した想定元本取引に対しても規定上は適用されるように見えるが、実際には適用されないかもしれない<sup>(3)</sup>。ただし内国歳入庁は、エクイティ・スワップ等の特定の株式指標に基づく想定元本取引については、源泉所得税の課税回避に利用されやすいので、他の想定元本取引と区分して取り扱うことを考慮中である。

### 3 米国におけるデリバティブ取引所得の帰属<sup>(4)</sup>

#### (1) 先物、先渡し、オプション所得の純所得課税

米国は一般的に、外国法人が米国に「事業を行う一定の場所（fixed place of business）」を有していなければ、そのデリバティブ取引にかかる純所得に課税しない。居住地基準のソース・ルールの下では、その所得が米国支店等の事業を行う一定の場所に帰属しないかぎり、外国法人の動産の譲渡益は国外源泉所得と取り扱われる。逆に外国法人が米国内に支店等を有すれば、その支店等に帰属するデリバティブ取引からの所得はすべて米国国内源泉所得となり、原則としてフォース・オブ・アトラクション・ルールにより、実質関連所得として純所得課税を受けることになる。したがって、支店等におけるデリバティブ取引の純所得課税においては、所得の帰属が重要なポイントとなる。

#### (2) 所得の帰属と実質関連性の判断

事業を行う一定の場所が所得の実現に「相当な関連(material factor)」があり、常にその取引に関与し、所得額が正当にそこに分配されている場合のみ、デリバティブ取引所得は事業を行う一定の場所に帰属する。単なるポジションの所在に起因する所得の集積や臨時的な取得は、所得の実現に相当な関連があるとは言えない。もし米国事業を行う一定の場所がその所得の一部の実現に相当な関連があれば、その所得はすべて米



国に配分される (Sec.864(c)(5), Reg.1.864-6(b)(2))<sup>(5)</sup>。

デリバティブ取引所得が、米国の事業を行う一定の場所に帰属していることが認定されさえすれば、その所得が米国事業に実質関連しているとするのは比較的容易である。資本資産の売却及び想定元本取引における定期的な支払(scheduled payments)に係る所得は、事業又は事業活動に使用されたその資産又は取引が所得の実現に相当な関連があれば (Sec.864(c)(2))、一般的に実質的に関連していると言える。

また、資本資産以外の資産としての金融派生商品又は原資産を保有するディーラー等が、そのデリバティブ取引から得る米国国内源泉所得は、単にフォース・オブ・アトラクション・ルールにより実質関連するが (Sec.864(c)(2),(3))、このルールは実務上それほど重要ではない。なぜなら、米国の事業を行う一定の場所に帰属するデリバティブ所得は、いずれにせよ資産使用基準又は事業活動基準により実質関連するからである。

なお、特定の国外源泉所得は、事業を行う一定の場所に帰属すれば課税対象となるが、金融機関等が行う金融取引所得はこれに該当する可能性はあるが、金融派生商品は、株式(stocks)や証券(securities)ではないので、これに該当しない。

### (3) 想定元本取引所得の実質関連性

想定元本取引から得る所得は、実質関連所得が国内源泉所得とされるので、実質関連するために帰属する必要もなく、自動的なフォース・オブ・アトラクション・ルールの適用もない。しかし、想定元本取引所得は、その米国実質関連性が認定されるまでは米国国外源泉所得となるので、ソース・ルールにおける実質関連性の判断基準としての資産使用基準と事業活動基準が、実質的に純所得課税の判断基準として機能しているのである。

### (4) 租税条約の適用

租税条約の締約相手国の居住者が米国 P E を持っている場合は、米国

は、基本的に国内法上事業を行う一定の場所に所得を帰属させるのに使用するのとおなじ原則を使用して、P Eに所得を帰属させる。近年の米国の租税条約における典型的な事業所得条項では、P Eの資産又は活動から得られる利益のみがP Eに帰属するとしている。その条項は米国のフォース・オブ・アトラクション・ルールを省略し、国内法では定時定額所得とキャピタル・ゲインにのみ機能する資産使用基準及び事業活動基準を適用している。租税条約がなければ、その他のすべての米国源泉所得は自動的に実質関連することになるが、この租税条約の特典はデリバティブ取引所得について実務上それほど重要ではない。なぜなら、資産使用基準又は事業活動基準を満たさない所得は、一般的に国外源泉所得となるからである。

#### 4 米国におけるヘッジ取引の税務

##### (1) キャピタル・ゲイン／ロスかオーディナリー・ゲイン／ロスか

かつて米国においてヘッジ取引における税務上の争点は、当該取引により生じる処分損益の区分判定（所得の性格付け）、すなわち、キャピタル・ゲイン／ロスかオーディナリー・ゲイン／ロスかであった。米国税法ではキャピタル・ロスはキャピタル・ゲインによってのみ相殺可能であり、オーディナリー・ゲインとは相殺できない<sup>(6)</sup>。したがって、ヘッジ取引におけるヘッジ対象ポジション（棚卸資産、有価証券等）の処分損益と、ヘッジ手段（先物、オプション等）の処分損益の区分が異なる場合には、経済実態はヘッジであっても税務上は相殺できないため、課税所得が増加してしまふことがあり得るのである<sup>(7)</sup>。このことはスプリット・ヘッジと共通した問題点を有している。すなわち、ヘッジ取引を分解して、ヘッジ対象取引とヘッジ手段取引とを別々に認識することにより、それぞれを別々の所得に区分して課税している点である。

また、所得の測定と年度帰属の問題は、所得の性格付けとの関連や、値洗(mark-to-market)基準やストラドル・ルールにおいてヘッジ取引を

例外とする必要性においてのみ、注意が払われてきた<sup>(8)</sup>。

しかし、米国税務当局は、最近になって一定のヘッジ取引をひとつの取引と認識する統合ルールを規定した一連の財務省規則を公表し、税務上のヘッジ取引を定義している。

(2) 財務省規則 1.1221-2 に係るヘッジ取引（損益の性格に関する規定）

財務省規則 1.1221-2 は、1994年7月13日にヘッジ取引の税務上の（損益の性格に関する）最終規則として公表された。資本資産について規定した内国歳入法1221条では、ヘッジ取引に該当しかつヘッジとして区分認識された資産については、資本資産に該当しない（ヘッジ取引から生じる処分損益の性格はオーディナリー・ゲイン）としており、同規則においては「ヘッジ取引」について、「納税者の通常営業活動から生じ得る取引であり、既存若しくは取得予定のオーディナリー資産に係る価格・通貨変動リスクを軽減させるものであること、又は既存若しくは調達予定のオーディナリー負債に係る金利・価格・通貨変動リスクを軽減させるものであること。」(Reg.1.1221-2(b)) と定義することにより明確化している。

そして、ヘッジ取引のガイダンスとして、主に次のようなものを挙げている。

イ ヘッジ手段取引がリスクの減少となるかどうかは、すべての事実と状況に照らして総合的に判断される (Reg.1.1221-2(b)(1)(i))

ロ マクロ・ヘッジも税務上のヘッジ取引となる (Reg.1.1221-2(b)(1)(ii)(A))

ハ 固定金利から変動金利への交換もヘッジ取引となる（例えば、アセット・スワップ） (Reg.1.1221-2(b)(1)(ii)(B))

ニ 売建オプションも税務上のヘッジ手段取引となる (Reg.1.1221-2(b)(1)(iii))

ホ ヘッジ手段取引の頻度や数量がヘッジ取引かどうかを決定する要因ではなく、あくまでも取引全体を考慮して判断される (Reg.1.1221-

## 2 (b)(1)(iv))

また、税務上のヘッジ取引と認められるためには、適宜、適格に識別し、記録を残すことが条件となる (Reg.1. 1221- 2 (e))。

(3) 財務省規則 1. 446- 4 条に係るヘッジ取引 (損益計上時期に関する規定)

財務省規則1. 446- 4 条も、1994年7月13日にヘッジ取引の税務上の (損益計上時期に関する) 最終規則として公表された。課税所得算出に際しての会計方法を規定した内国歳入法446条に係る規則で、納税者がどのような損益認識方法をとるにせよ、税務上のヘッジ取引としてその取引を一体として認識するならば、ヘッジ取引に係るヘッジ対象ポジションとヘッジ手段の損益計上時期を合理的に期間対応させて認識しなければならない、としており、その会計処理が例示されている。

そして、ヘッジ取引のガイダンスとして、主に次のようなものを挙げている。

イ 「包括ヘッジ」 の概念を認め、ヘッジ対象の取引の集合体から生ずる損益認識のタイミングと、ヘッジ手段取引の損益認識のタイミングが一致していればよい (Reg.1. 446- 4 (e)(1))

ロ 「時価ヘッジ」 会計により、ヘッジ対象取引を時価評価した場合には、ヘッジ手段取引も時価評価し、損益認識のタイミングを一致させる (Reg.1. 446- 4 (e)(2))

ハ 「予定ヘッジ」 の概念を認め、未だ生じていないヘッジ対象取引の発生を予定して、予めヘッジ手段取引を先ず開始した場合の損益のタイミングにも触れている (Reg.1. 446- 4 (e)(8))

(4) 内国歳入法988条に係る適格ヘッジ取引

外貨建取引について規定した内国歳入法988条では、「988条取引」<sup>(9)</sup>に該当する外貨建取引に係る損益は、本来の取引に係る損益とは別個独立に計算され、原則としてオーディナリー・ゲイン／ロスとして規定されているが、988条取引 (未収、未払勘定を除く) が「988条ヘッジング取

引」の一部を構成する場合は、統合したひとつの取引として取り扱われる。

当該ヘッジ取引は、「米国納税者により行われる取引で、既存若しくは取得予定の資産に係る通貨変動リスクを軽減させるものであること、又は既存若しくは調達予定の負債に係る通貨変動リスクを軽減させるものであること、かつ、IRS又は当該米国納税者により、当該取引が988条ヘッジ取引であることを当該ヘッジ取引開始時点で確認された取引をいう」(Sec.988(d))。

「988条ヘッジ取引(適格ヘッジ取引)」とは、「適格債務契約」と「セクション1.988-5(a)ヘッジ」の2つからなる「統合経済取引」であり、この場合には為替の損益は発生せず、ヘッジ対象取引たる988条取引とヘッジ手段取引たる適格ヘッジ取引から生じた損益は統合される(Reg.1.988-5(a)(1))。ここで「セクション1.988-5(a)ヘッジ」とは、通貨スポット契約、通貨先物契約、通貨先渡契約、通貨スワップ契約その他類似の契約(先物契約と先渡契約については、連続する複数の契約又はそれらの組合せも含む)をいい、オプションは含まない(Reg.1.988-5(a)(4))。

(5) 財務省規則 1.1275に係るヘッジ取引(Contingent Payment Debt Instrument)<sup>(10)</sup>

1996年6月11日に公表された最終規則1.1275は、債務証券の発行体又は債券所有者が、当該債務証券とそれに係わるヘッジ取引とを税務上統合して、一個の固定利率又は変動利率の債務証券であると認めている。例えば、債務証券の発行者又は所有者は、一定の場合にその選択により、当該債務証券とスワップ、オプションその他のそれに係わるヘッジ取引とを税務上統合して認識することが認められ(IRSはこのような選択権を付与されていない)、それによってそれらが課税上別々の金融商品として認識された場合に生じる所得若しくは経費の性質又は発生時期の違いが生じないことになる。

(6) 企業グループ間ヘッジ取引における分離企業の選択(separate-entity election)<sup>(11)</sup>

大企業グループは、しばしばグループのそれぞれのメンバーが行うヘッジ活動を中央集権化するが、米国税務当局は1996年1月5日、ヘッジ会計を採用している関連グループ内において、ある会社が他の会社のリスクをヘッジすることを認める最終規則1.1221-2(d)及び1.446-4(e)(9)を公表した<sup>(12)</sup>。この特典はその関連グループが連邦税を連結納税申告する場合にのみ有効となる。この規則は、実質的にふたつの会社をひとつの会社の部門として扱っている。ヘッジ取引を行う会社とその関連会社との間のいかなる契約も、グループ内のリスクを減少させないが故に双方ともヘッジしているとは言えない。これは、もしある会社がヘッジ相手の関連会社にヘッジに係るゲイン又はロスを移転する契約を結んだとしたら、ヘッジをした会社もヘッジ相手の関連会社も、値洗(mark-to-market)基準やストラドル・ルールに係るヘッジの例外による保護がない相殺ポジションを持つことになるかもしれない。

ヘッジ取引の中心となる会社が、ヘッジされたりリスクを正確に特定するために必要な情報を得ることには困難が伴うと思われるので、規則は、連結グループがそれぞれ分離した主体としての取扱を選択することを許容している。グループ内のそれぞれの会社を区分された主体としての取扱を選択(separate-entity election)をすれば、グループ内の契約は適格ヘッジとして認識される。しかし、その選択はヘッジを行う会社がすべての取引に対して値洗基準会計を使用している場合にのみ有効となる。これには疑問が残る。なぜなら、関連会社とのみヘッジ取引を行う会社はディーラーではないだろうし、ディーラー以外の納税者が値洗基準会計の使用を選択できるかどうかは明確ではないからである。

なおこの取扱は、あくまで米国に連結納税申告をしている場合にのみ適用されるので、クロスボーダーの本支店間取引は対象とはならない。

## 5 本支店間でヘッジされたデリバティブ取引所得の帰属

以上、米国国内法におけるデリバティブ取引所得のソース・ルール、所得の帰属の問題、及びヘッジ取引の税務上の取扱について外観したが、外国法人の支店におけるデリバティブ取引所得は、原則として通常のルールによって課税され、また、財務省規則1.1221-2及び1.446-4に定義される税務上のヘッジ取引の概念により、米国の国内取引に係るヘッジ取引は、原則として一体の取引として認識されることを確認した。

ところで、邦銀の米国支店が米国内の顧客との間で行ったデリバティブ取引に係る所得は、その支店に帰属すると考えられるので国内源泉所得となる。一方、このポジションを本店との間でヘッジした時に、このヘッジ手段取引は米国国内法上認識されないが、本店がさらに第3者とヘッジしている場合には、このヘッジ取引が包括ヘッジとして認識される可能性がある。この場合は少なくとも米国における第3者取引のみを認識することによる不合理な課税所得の計算は避けられるかもしれない。ただし、一般的にはソース・ルールの適用上ヘッジ対象取引が米国支店に帰属し、ヘッジ手段取引が本店に帰属すると考えられるので、米国支店に帰属する国内源泉所得の範囲の認定については問題が残される。また、内国歳入庁によって支店等が所得の実現に「相当な関連(material factor)」があると認定された場合には、ヘッジ取引に係るすべての所得が米国の純所得課税の対象となる可能性もある。いずれにせよこのような所得は、本店及び支店に適正に配分されることが望ましい。

ごく稀な例外<sup>(13)</sup>を除いて、現行の米国税法を適用する限りにおいては本支店間取引が認識されないので、根本的な解決は望めない。しかし、租税条約を適用することにより、解決の糸口を探ることができると思われるので、次章において検討することとしたい。

## 〔注〕

- (1) H・デイヴィッド・ローゼンブルーム、宮崎裕子（訳・コメント）「金融派生商品の国際課税問題—米国の視点—」国際税務 Vol.16 No. 1 29～30頁。
- (2) 中里 実「アメリカにおける金融派生商品の国際課税」金子 宏編『国際課税の理論と実務』（有斐閣 1997年）214～217頁。  
L. Anthony Joseph, Jr., Bruce Kayle and Gregory May, Butterworths International Taxation of Financial Instruments and Transactions: USA, 220-236 (1994).  
Gregory May, The U. S. Taxation Derivative Contracts, 68 Tax Notes 1630(1995).
- (3) この議論については、中里 実「デリバティブ取引に伴う国際課税問題——equity swap を例として——」ジュリスト1075号 57項～62項で展開されている。
- (4) May, supra note 2, at 1633-1635. 中里、前掲書(2)、218～221頁。
- (5) 「相当な関連(material factor)」については、強い関連性がなくてもよいとされており、また、外部の第三者が関連性を認識できる程度であることを要しない。しかも、この場合の所得の帰属は、100%米国支店に帰属するか否かであって、一部は米国、一部は米国外といった部分帰属は認められない。これは、オール・オア・ナッシング・ルールと言われている（渡邊幸則「グローバル・トレーディングのAPAについて」金子 宏編『国際課税の理論と実務』（有斐閣 1997年）295～296頁参照）。
- (6) 1986年の税制改正により、オーディナリー所得とキャピタル所得の税率が同一になって以降重要性は減少した。なお、欠損の繰越しの取扱いにも相違があり、オーディナリー・ロスが15年間の繰越しが認められるのに対し、キャピタル・ロスが5年間の繰越ししか認められない（繰戻しは両方とも3年間）。
- (7) 吉田康英「米国におけるヘッジ取引税務の新展開」国際税務 Vol.14 No. 1 18頁。
- (8) May, supra note 2, at 1625.
- 例えば、取引所で取り扱われる先物等取引について規定した内国歳入法1256条では、先物等取引に該当する取引は原則として投資目的取引とされ、値洗（mark-to-market）基準により期末時にキャピタル・ゲイン／ロス（60%が長期、40%が短期）が認識されるが、次の3つの要件を満たす場合にはヘッジ目的取引とされ（Sec. 1256(e)(2)）、値洗基準ではなく決済基準により、手仕舞い時にオーディナリー・ゲイン／ロスが認識される。
- イ 当該ヘッジ取引が納税者の通常営業活動として行われ、既存若しくは取得予定の資産に係る価格・通貨変動リスクを軽減させるものであること、又は既存若しくは調達予定の負債に係る金利・価格・通貨変動リスクを軽減させるものであること
- ロ ヘッジ手段である先物等取引及びヘッジされている取引により生じる損益は両者ともオーディナリー・インカムであること
- ハ 当該先物等取引締結日のうちに、納税者によってヘッジ目的であると認識区分



されたものであること

また、ストラドル・ルールとは、対応取引基準(matching principle)により課税所得が計算されることをいう。すなわち、含み益のあるポジションの利益が認識された時点で、利益の金額を限度として含み損のあるポジションの損失を計上することができる。

- (9) 「988条取引」とは、機能通貨（通常はUS \$）以外の通貨による取引で、次のようなものが含まれる。

イ 各種債券取引－公社債、証書、手形その他の債券（Reg.1.988-1(a)(2)(i)）

ロ 当該取引に関する未収金、未払金等（Reg.1.988-1(a)(2)(ii)）

ハ フォワード取引、フューチャー取引、オプション取引等金融市場の取引で、1256条契約でないもの（Reg.1.988-1(a)(2)(iii)）

ニ 機能通貨以外の通貨の処分損益。機能通貨以外の通貨には、銀行等金融機関発行のコイン、通貨、当座預金、定期預金等を含む（Reg.1.988-1(a)(1)(i)）

- (10) 米田 隆、太田 洋「ハイブリッド型金融派生商品の課税問題」租税法研究24号45項。

Edward D. Kleinbard, Erika W. Nijenhuis, and Rekha Vermireddy, Final Tax Regulation Governing Contingent Payment Debt Obligation, 72 Tax Notes 500-501 (1996).

- (11) May, supra note 2, at 1625.

- (12) 財務省規則1.1221-2(d)(1)及び1.446-4(e)(9)(i)は、原則として同一企業グループ内法人間のヘッジ取引を認めていないが、「分離企業の選択」をした場合は、次の要件のもと、ヘッジ取引が認識される（Reg.1.1221-2(d)(2), 1.446-4(e)(9)(ii)）。

イ インターカンパニー取引におけるそのメンバー会社のポジションは、その会社が非関連者と取引した場合と同様（リスクが移転している）なら、他のメンバー会社とのヘッジ取引として適格となる

ロ その取引におけるヘッジ相手のポジションは、値洗基準会計で時価評価されていること

- (13) 財務省規則1.988-1(a)(10)(i)は、本支店間又は支店間の外為取引は988条取引に該当しないと、本支店間取引の認識をしていない。しかし、財務省規則1.988-1(a)(10)(ii)において、その例外として、外国通貨の本支店間の移転及び第3者に対する①各種債券取引（公社債、証書、手形その他の債券）、②当該取引に係る未収金、未払金等、③フォワード、フューチャー、オプション等金融市場の取引で、1256条取引契約でないもの、に係る外貨「ポジション」の本支店間の移転による外為損益で、次の要件を満たす場合は損益が認識されるとしている。

イ 移転された通貨が非機能通貨としての性格を失っている場合

ロ 外為損益の源泉が変更される場合

この例外には、①邦銀在米支店が、本国の本支店との間で、円の外為取引をする、

②邦銀在米支店が、フランクフルト支店との間で、マルクの外為取引をする、という例が挙げられる（ジョン・ローザ、鬼頭正弘「本支店外為取引の取扱いについての最近の動向」国際税務 Vol.15 No. 2 8～9頁参照）。

## 第4章 独立企業の原則による本支店間取引の認識

### 第1節 NWLA事件判決

#### 1 米国租税裁判所1996年12月12日判決

1996年12月12日に、米国租税裁判所で注目すべき判決がなされた。

North West Life Assurance Co. v. Commissioner, 107 T. C. No.19 (Dec 12, 1996)判決において多数意見(12対5)は、米加租税条約の事業所得条項は、米国PEに帰属する外国保険会社の純投資所得決定のために適用される内国歳入法842条(b)と矛盾しており、適用にあたっては租税条約の条項が同条に優先する、という原告の主張を支持した。この判決は、米国の課税対象となる外国保険会社の所得決定に使用されるフォーミュラ配賦方式の場合だけでなく、その他の業種の外国法人の米国課税所得を導き出すために使用される米国国内法のフォーミュラ配賦方式の場合にも適用される可能性があり、また、租税条約の事業所得条項は分離企業の原則によって本支店内部取引を認識している、という観点も支持していると解釈できる、と考えられる。

そこで、この事案について以下で外観することとする。

#### 2 事案の概要

外国生命保険会社の米国支店の課税所得は、まず一般の外国法人のソース・ルールと課税原則に従って計算されるが、この課税所得は、内国歳入法842条(b)によって計算される米国内の保険事業活動に「実質関連する純投資所得 (effectively connected net investment income)」の水準を下回ってはならないとしている。この純投資所得は、当該法人の「標準米国資産 (required U. S. assets)」に国内投資収益率を乗じて算出され、国内投資収益率は、資産と負債を基にして計算された米国内生命保険会社の収

益率又は当該法人の全世界収益率のどちらかを選択することになる。

裁判では、カナダのノースウエスト生命保険会社（以下 NWLA 社という）が、その米国支店の課税所得を842条(b)を適用して計算した課税所得とすることは、米加租税条約に違反するとして提訴したものである。

### 3 判決の概要

租税裁判所が NWLA 社を支持した主要な論点は、要約すると次のとおりである。

- (1) 多数意見は、租税条約の条項の解釈は、条約の当事者間の「共有の期待(shared expectation)」の決定を基礎としてなされるべきである、としている。これは、もし米国政府によって意図的に発表された一方的な解釈（例えば、財務省のテクニカル・エクスプラネーション）が租税条約の文言の読み方に整合しないなら、その一方的な解釈に従うことを強制しないということを意味する。租税条約の両締約国が共通して期待す解釈に関しては、多数意見においては、米加租税条約第7条の条文に準用されているOECDモデル条約（1977年）第7条のコメンタリーにおいて記述された原則<sup>(1)</sup>が重視されている。
- (2) 多数意見は、本件における課税所得は、比較可能な第3者のデータとか、その納税者の全世界のデータとかによらない「実績(actual facts)」に基づいて、PEに帰属しなければならない。したがって、PEの分離会計（PEによって稼得された所得に相応した会計）を反映した所得の帰属方法ではない何か他の方法に基づいて所得を帰属させることは、米加租税条約の事業所得条項の条文と矛盾する、としている。
- (3) もし、ひとつの所得の帰属方法を使用した時に、いくつかの課税年度ではPEの適正な帳簿所得よりも多くの所得がそのPEに帰属し、その他の年度ではその帳簿所得よりも少ない所得がPEに帰属することになった場合において、米加租税条約の事業所得条項の条文の一貫性の下では、米国税務当局が、帰属所得が帳簿所得よりも少ない年度には納税者の租

税債務（支店の帳簿利益への課税に係るもの）を減少させることを認めない一方で、帰属所得が帳簿所得を越える年度にのみ、納税者の租税債務を増加させるためにその方法を使用する、ということは許されない。

#### 4 主要な論点

##### (1) IRSの主張

IRSは、842条(b)は米加租税条約第7条と整合しうるし、テクニカル・エクストラネーションによれば、米加租税条約は両締約国に国内法の帰属ルールを適用する権利を留保している、と主張している。

また、米加租税条約第7条7項には、「この条約の目的のため、恒久的施設に帰属する事業利益は、その恒久的施設の資産又は活動から得られる利益のみを含むものとする」という条文が加えられており、この7項について、米加租税条約のテクニカル・エクストラネーションは、「7項は、『帰属する』という語について定義している。PEに『帰属する』利益はPEの資産又は活動に由来する。7項は、カナダ又は米国が帰属に関する国内法を適用することを妨げない。……内国歳入法上の課税所得で、かつ7項においてPEに『帰属する』所得は、第7条（の事業所得条項）に従って課税される。」と述べている。

IRSは、このテクニカル・エクストラネーションにより、842条(b)にみられるような内国歳入法上の「帰属」ルールを、カナダの保険会社に適用できるとしている。これは、租税条約交渉時に、米国財務省と同様に、カナダの交渉担当者によっても有効であると認められているからである、としている。

##### (2) 裁判所の意見

「事案の解決のためには、米加租税条約第7条の2項（分離企業の原則）と5項（所得帰属の方法）の解釈に依存する」<sup>(2)</sup>とし、「事案の性質は、PEの分離会計がそのPEの状況を反映している限りにおいてはその分離会計によって、また、他に適当で十分な理由がない限りは毎年同

じ方法によって、『事実 (facts)』が原告の P E に関連する場合において、842条(b)のフォーミュラ配賦方式が、その事実を基礎とした最低実質関連純投資所得の価額を表現しているかどうかにかかっている。」としている。そして、「米加租税条約の事業所得条項の目的は、『事実及び真実(real facts)』に基づいて所得が P E に帰属することにある」としている。

また、上記の I R S の主張に対しては、「この文脈では、テクニカル・エクストラネーションの『パラグラフ (paragraph)』の語の使用は重要な意味をもっている。7項のテクニカル・エクストラネーション議論における『パラグラフ』の語は、第7項において国内法の帰属ルールが適用可能であることを示している。これは、すべての国内法が第7条の他のパラグラフ、特に第7条2項において適用可能であるとは必ずしも言えないのである。被告 (I R S) の解釈を採用することは、『パラグラフ』の語を『アーティクル (article)』と読み替えることを要求することであり、分離企業の原則によって与えている限定を無意味に放棄するものである」としている。さらに、たとえテクニカル・エクストラネーションによって7項の解釈が、国内法が7条の他のパラグラフに適用できるとしても、判例は、テクニカル・エクストラネーションにレベニュー・ルーリングと同等程度の効力しか認めていない、としている。

最終的に租税裁判所は、O E C D モデル条約のコメンタリーで採用されている「事実及び真実(real facts)」を基礎として、P E に帰属する利益を計算すべきである、としている<sup>(3)</sup>。

## 5 判決の意義

### (1) フォーミュラ配賦による P E 所得計算の否定

NWLA 事件で裁判所は、P E の実績は、その会社の全世界資産等のデータとか、比較可能な第3者のデータを使用したフォーミュラ配分に基づく P E の所得計算に代表されるものではない、と判示した。これは、

842条(b)が財務省規則1.882-5と全く同列に扱えないとしても、租税条約の事業所得条項に規定される支店の帳簿に基づいたP E所得の計算が、財務省規則1.882-5（支払利子控除額）にも優先して適用される可能性を示している。

(2) 米国国内法に対する租税条約の優先

判決が、米加租税条約と842条(b)が矛盾する場合に租税条約を優先して適用し、租税条約の解釈にO E C Dモデル条約のコメンタリーを援用したことは、842条(b)の観点とは別に、租税条約に対して米国国内税法が劣後すると、裁判所によって拡大解釈されることが期待される。そしてこれは、外国籍銀行の課税に適用されるルール、特に租税条約が一般的に米国の課税目的における本支店間内部取引の認識を要求しているという立場を、NWLA 事件判決が支持している、と解釈されるかもしれない。

[注]

(1) 第7条2項のコメンタリー。

パラ10、1992年にパラ11に再付番。「恒久的施設に帰属する利得は、当該恒久的施設が、本店に代えて、全く独立の企業との間で一般の市場における条件及び価格で取引をした場合に得たであろう利得である。通常、これは普通の手続きに基づいた妥当な企業会計において決定されるものと同じ利益である。」

パラ13、1992年にパラ14に再付番。「一般原則として言えば、事実及び真実の状況を反映した勘定が入手できる限りにおいては、恒久的施設に帰せられるべき利得は、当該恒久的施設の勘定に基づかなければならない。」

(2) 第7条2項は、課税所得の範囲について、「恒久的施設が、同一又は類似の条件で、同一又は類似の活動を行い、『かつ、当該恒久的施設を有する居住者と全く独立の立場で取引を行う』別個の分離（独立）した者であるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられる利得」という条文になっており、『』の部分の規定が盛り込まれ、P Eを本店とは独立した納税者とする独立企業の原則を採用している。また、第7条5項は、「前項までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない」となっており、O E C Dモデル条約と同じ内容である。

- (3) 租税条約の解釈におけるOECDコメントリーの引用は、米国を含む世界各国の裁判所で行われているが、これに関しては、吉村典久「恒久的施設としての代理人の概念——アメリカにおける1995年大成事件をきっかけに」金子 宏編『国際課税の理論と実務』（有斐閣 1997年）394項～399項参照。

\* なお、本節については、KPMG Peat Marwick LLP, International Bank Report, Vol. 97-3 を参考とした。

## 第2節 日米租税条約と独立企業の原則

### 1 米国の租税条約のポリシー

米国のレベニュー・ルーリング<sup>(1)</sup>は、「Reg.1.882-5（支払利子控除額）は、銀行の米国PEの課税所得を計算する目的で設けられた日米租税条約8条3項において、外国銀行の全世界支払利子のうち控除額とみなされるものの範囲の決定に適用される」としている。これは、米国の租税条約のポリシーとして、本支店間取引は支店の課税所得に何ら影響を与えないという米国税務当局の立場が、租税条約によって効力を失うことはない、ということを示している<sup>(2)</sup>。

### 2 モデル租税条約における「独立企業の原則」と「経費の配分」

「独立企業の原則」を規定した、USモデル条約（1996年）第7条2項とOECDモデル条約（1992年）第7条2項はほぼ同じ内容の条文であるが、両者を比較すると、OECDモデル条約において課税所得の範囲を規定した「恒久的施設が、同一又は類似の条件で、同一又は類似の活動を行い、『かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う』<sup>(3)</sup>別個の分離（独立）した企業であるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられる利得」という条文のうち、後から作成されたUSモデル条約には『』の部分がなく、「この目的のため、恒久的施設に帰属する事業利益は、その恒久的施設の資産又は活動から得られる利益のみを含むものとする」<sup>(4)</sup>という条文が加えられている。



USモデル条約のテクニカル・エクスプラネーション<sup>(5)</sup>では、後者については、米国国内法の「資産使用基準」及び「事業活動基準」に対応するものと説明されているが、前者の記述を削除している理由については述べられていない。OECDモデル条約にいう「独立企業の原則」は、『』の部分で明記することにより、本支店間取引も支店の取引として認識して課税所得の計算をすべきとする記述であり、USモデル条約においてこの部分を削除していることに、米国の外国法人に対する事業所得課税のポリシーをみるができる。すなわち、米国の租税条約上「独立企業の原則」をいうときは、本支店間取引は認識しないという意思表示と考えられる。

また、OECDモデル条約第7条のコメンタリーでは、むしろ本支店間取引を移転価格と同様の問題と捉え、「第9条のコメンタリーで議論されている“arm’s length principle”に相当する」<sup>(6)</sup>とされていることから、本支店間取引を認識することを前提とした「独立企業の原則」をうたっていると見える。

OECDモデル条約第7条3項では、PEのために生じた経費は、国の内外を問わず損金算入を認めることを明らかにしているが、控除の方法としては、実際に負担された金額を控除することを原則とし、例外として4項において、企業の利得の総額を当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が締約国にある場合には、その方法によることを認めている<sup>(7)</sup>。

一方USモデル条約第7条3項においては、企業全体に生じた経営費、一般管理費その他の費用は、例えば、Reg.1.882-5（支払利子控除額）のような合理的な配分を、原則としている<sup>(8)</sup>。これは、米国の実質関連概念にはPEという考え方がなく、外国法人の課税所得は「米国事業に実質的に関連する」ことが要件であるため、PEを前提とした独立会計方式はなじまない場合がある、ということの反映であると思われる。

### 3 日米租税条約における「独立企業の原則」と「経費の配分」

日米租税条約第8条2項では、「当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で、同一又は類似の活動を行い、『かつ、当該恒久的施設を有する居住者と、全く独立の立場で取引を行う』独立の者であったとしたならば、当該恒久的施設に帰せられたとみられる産業上又は商業上の利得」を課税所得の範囲として『』の部分が記されており、OECDモデル条約にほぼ準拠している。

同条3項は、「経営費及び一般管理費を含む費用でその利得と合理的に関連するもの」は、国の内外を問わず損金算入を認めている。これは、どちらかという、USモデル条約に類似しており、OECDモデル条約にみられる慣行による利得の配分を認めることを例外とする規定もない。また、我が国の法人税法が、同施行令第188条第1項1号で、「販売費、一般管理費その他の費用は……その外国法人の……国内源泉所得に係る収入金額若しくは経費又は固定資産の価額その他の合理的な基準を用いてその国内において行う業務に配分されるもの……とする。」と規定し、その具体的な配賦方法を定めていることから、合理的な経費配分を原則としていると考えられる。

すなわち、利得の面については、いわゆる「独立企業の原則」により、経費の面については、合理的な配賦によるのが日米租税条約の原則となっている。

### 4 独立企業の原則による損益の認識

日米租税条約を適用した場合、銀行業の本来業務に係る日米間の本支店間取引は、第8条2項により、支店の利得としては独立会計方式による「独立企業の原則」に依るべきであるが、OECD租税委員会における銀行業の内部利子の議論も、経費の配賦の問題として捉えられており、また、モデル事例も経費の否認事例であることから、第8条3項が適用されることにより、何らかのフォーミュラにより配賦されることも否定しきれない。

しかし、銀行業において日米本支店間で行われる金融商品取引及び金融派生商品取引は本来業務であるので、P Eに帰属する利得として第8条2項の「独立企業の原則」が適用されるべきであり、米国税務当局に対しては、日米租税条約第8条2項よる本支店間取引の認識を主張すべきである。

〔注〕

- (1) Rev. Rul. 85-7, 1985-1 CB 188. 英文は次のとおり。  
 “Reg. §1.882-5 will apply to the determination of a foreign bank’s worldwide interest expences as a deduction under Art. 8(3) of the U. S.-Japan Income Tax Treaty for purposes of computing the U. S. taxable income of the bank’s U. S. permanent establishment.”  
 また、Rev. Rul. 89-115, 1989-2 CB 130. も、米英租税条約7条3項に関して同様のルーリングとなっている。
- (2) Charlse T. plambeck, Trnsfer Pricing Analysis of Global Trading Operations and Procedual Alternatives, Vol. 74 No. 12 TAXES 1142(1996)
- (3) 英文では、“and dealing wholly independently with the enterprise of which it is a permanent establishment”
- (4) 英文では、“For this purpose, the business profits to be attributed to the parmanent establishment shall include only the profits derived from the a ssets or activities of the parmanent establishment”
- (5) USモデル条約 Technical Explanation (7条関係)。
- (6) O E C Dモデル条約コメンタリー7条3項 (パラ11 1994 Update)。
- (7) O E C Dモデル条約コメンタリー7条3項 (パラ16 1992)。
- (8) USモデル条約 Technical Explanation (7条関係)。

### 第3節 本支店間クロスボーダー取引の認識

#### 1 米国税務当局とのA P A

米国内国歳入庁は、分離企業取引モデルで取引をする金融機関等にとって、米国支店の会計帳簿と米国実質関連所得を一致させる唯一の方法は、本支店間取引の認識をすることの承認を受けるという移転価格の事前確認(A P A)による解決である<sup>(1)</sup>としており、この方針が、NWLA 事件判決の後も、直ちに変更されるとは考えられない。クロスボーダーの本支店

間取引が、原則として独立企業の原則により認識されるなら、米国支店の課税所得はA P Aによらず、当初から支店の帳簿を認めた独立企業の原則により認識すべきである。しかし、現行の米国国内法が、その課税体系の中で本支店間取引を認めていない以上、納税者は当面、米国税務当局に事前確認（A P A）を申請することにより、税務上のリスクを回避するだろう。

内国歳入庁に対してA P Aを申請する場合、次のような方法が考えられる。

## 2 独立企業の原則（独立会計方式）による認識

本支店間外為損益の認識については、ニューヨークに組織されている外国銀行協会（Institute of International Bankers; I I B）がI R SのA P Aプログラム責任者に対して1994年4月に提出した意見書において、本支店間外為取引損益を以下の条件で認識すべきであるとの提案を行っている<sup>(2)</sup>。

- (1) 外為取引に対して、取引相手を特定できる記録（銀行の選択によりマニュアル又はコンピュータ記録）を残す。
- (2) 第3者から入手できる毎日の最高値、最安値を明示した資料を残すか、あるいは手に入るようにしておく。これは、ロイターのような独立したマーケットデータ業者による過去のデータが手に入るようになっていればよい。
- (3) 本支店間取引と比較可能な第3者取引の毎日の最高値、最安値を明示した資料（銀行の選択によりマニュアル又はコンピュータ記録）を残す。
- (4) 本支店間取引が第3者取引であった場合に、銀行が許容できる範囲内の価格で行われたかどうかを示す内部又は外部の報告書を残す。

外為取引に限らず公的な取引市場がある商品であれば、このような内容のA P Aを行うことも可能であろう。しかし、そうでないものについては、本支店間取引が認識されたとしても、その取引価格の適正性に対する客観

的な基準による検証は困難かもしれない。

### 3 利益分割法（P S法）による検証

公的な取引市場がない商品の取引の場合も、上記2の第3者取引データの入手以外の条件はクリアすることができる。しかし、その取引価格の適正性が客観的に検証できないので、その取引に係るマークアップの検証が必要であろう。この場合利益分割法（P S法）が検証方法として有効であると思われる。

米国が、1994年4月11日に「事前告示(Advance Notice 94-40)」の形で公表した、いわゆる中央集権型のグローバル・トレーディングにおける移転価格算定に使用されている、機能分析の方法を用いたP S法は、1997年2月14日に公表されたOECD租税委員会の「金融商品のグローバル・トレーディングの課税問題」報告書ディスカッション・ドラフトでも統合取引モデルでラスト・リゾートとされている。デリバティブ取引のように複雑な取引においては、ケースバイケースの基準により、納税者の特別な事実や事情が考慮されるP S法は効果的である。

支払利子控除額のようなグローバルフォーミュラ方式（全世界定式配分方式）は、予め決められた公式を用いて機械的に導かれる方式であるため、馴染まないと思われる。

### 4 在米邦銀の対応

本支店間取引の認識に係る不安を抱える在米邦銀の、現状における現実的な対応は内国歳入庁とのAPAによる合意であろう。しかし、APAによって合意していない邦銀米国支店は、毎年の申告においては、次の2通りの対応が考えられる。

- (1) 支店の帳簿に基づいた独立企業の原則により申告する。
- (2) 米国国内法に基づいて申告するが、その後すべての課税年度について還付請求する。

さらに、すでにIRSにより指摘を受けている邦銀については、早期の解決のためには、日米両国の税務当局（権限ある当局）による二国間のAPA（Bylateral APA: BAPA）も視野に入れるべきであろう<sup>(3)</sup>。

いずれにせよ、現在のところAPA若しくはBAPA又は訴訟による解決によらない限り、日本本店と米国支店の間の取引が認識される可能性はない。したがって、資料の作成・保存等に相当のコストがかかることが予想されるので、組織の租税戦略全般の中で考慮しなければならない、と思われる。

〔注〕

- (1) Charlse T. Plambeck, Transfer Pricing Analysis of Global Trading Operations and Procedual alternatives, Vol.74 No.12 TAXES 1141(1996).
- (2) ジョン・ローザ、鬼頭正弘「米国税務における外国銀行の本支店間外為取引の取扱いについての最近の動向」国際税務 Vol.15 No. 2 10頁。
- (3) 1995年10月にシドニーで開催された太平洋国税庁長官会議（PATTA）において、日、米、加、豪の4か国は2国間のAPAのガイドラインについて合意した。二国間のAPAとは、租税条約に規定する相互協議の場において、二重課税のおそれを予め防止するために一定の合意を行うことであり、国内的には、事前確認制度に基づく確認に合致していることをいう。

我が国においては、クロスボーダーの本支店間取引については措置法66条の4は適用されず、事前確認制度（Pre Confirmation System:PCS）の事務手続を定めた通達上も、現在はその対象とされていない。しかし、個別的に同様の確認を与えることは可能であり、既に本支店間取引を含んだグローバル・トレーディングの確認審査は行われている。また、租税条約上も本支店間取引について確認を与えることに何ら制約はないと思われる。

## 第5章 結びにかえて

本稿においては、米国における邦銀の米国支店の事業所得課税において、その本支店間外為取引が否認された事例における米国の論理を理解するために、まず、外国法人の事業所得課税についての国際的ルール及び米国における実質関連原則を改めて復習し、その過程で帰属主義と実質関連原則の相違がこの問題の底流にあることを確認した。そして、米国現行税法上クロスボーダーで行われる本支店間取引が認識されない論拠と、金融派生商品においてこうした取引が行われた場合の取扱いについて検討した。さらに、1996年12月の米国租税裁判所 NWLA 事件判決の内容を吟味して、この問題に対する日米租税条約の独立企業の原則の適用可能性を検討することにより、問題解決のための方向性を模索した。

クロスボーダーの本支店間取引の認識及びデリバティブ所得のPEへの帰属の問題は、1997年2月14日に公表されたOECD租税委員会の「金融商品のグローバル・トレーディングの課税」報告書ディスカッション・ドラフトにおいても、問題点として取り上げられている。したがって、その解決はOECD租税委員会の議論の場でされることが望ましいし、またそうあるべきであると考ええる。ただし、本稿で取り上げている、支店形式の分離企業取引モデル又は伝統的な中央商品管理モデルによる、クロスボーダーのデリバティブ取引所得の本支店間配分については、上記ディスカッション・ドラフトでは伝統的な移転価格の方法によるとされているが、我が国の移転価格税制の対象に本支店間取引は含まれていない。我が国においては、米国における支店への課税は、本店の全世界所得課税における外国税額控除の問題となり、日米租税条約上は相互協議の対象となるのみである。

本稿は、米国サイドにおける外国法人の支店課税の考え方を明らかにすることにより、米国に支店を有する邦銀が晒されている税務上のリスクの減少に寄与するとともに、我が国本店の税務申告における外国税額控除額

の適正な執行を確保するための基礎的な研究と考えている。

米国の法人課税の歴史においては、1917年の超過利潤税の導入の後、高率課税の回避を目的とした企業分割に対処した、連結納税制度や移転価格税制が導入された。以後の税制の変遷をみると、同一企業グループ内部の法人間取引は利益移転の可能性が高いという認識に基づいて、原則としてその取引を内部取引として消去することにより、同一企業グループ法人間の利益移転による租税回避行為を予防してきた。また、支店については、それを独立の納税者とみることはなく、州税の課税においても、国際課税においても、その納税者の課税管轄内における課税所得を計算するという観点により、全世界における当該法人の関連所得を把握した上で合理的な所得配分の方法を採用している。米国の課税制度においては、常に本支店取引を認識されて来なかったと言えるのかもしれない。

しかし、経済取引がグローバル化し、複数の課税管轄に跨がって活動する企業及び経済取引が日常化している今日においては、米国の移転価格税制の歴史の変遷に典型的に見られるような、国家が私企業の正確な経営実態や所得をはじめ各経営指標を法的、行政的に補足、区分することがどこまで可能なのか、またそういう法律や行政を通じて、原則として私企業の自由競争によって構成される市場取引の適正性を検証していくことが本来的に可能なのか。そうした問題を含めて、国家の権限が私企業の意思決定に影響を与えてしまうことが現実に重要な問題になっている。また、一国の課税システム又は課税の論理が、全世界に適用されることはありえないし、これは米国も例外ではない。国際課税の分野においても国際協調は必要であり、二国間租税条約やOECDモデル条約、OECD租税委員会における議論は重要な役割を果たしているのである。

したがって、この問題についても米国の論理を十分認識した上で、日米租税条約の相互協議やOECD租税委員会等の議論を通じて解決されることが望ましい。